

資料 1

令和8年（2026年）1月19日
第19回都市経営会議資料

宝塚市地域防災計画
宝塚市水防計画及び
宝塚市国民保護計画等
修正内容説明資料

都市安全部 総合防災課



令和7年度（2025年度） 宝塚市地域防災計画(案) について

災害対策基本法等改正について

令和6年度能登半島地震の甚大な被害



228人
直接死



470人
災害関連死



約3万棟
全半壊住家

令和7年12月25日朝日新聞朝刊 より

💡 重要な気づき

災害関連死が直接死を上回るなど、避難生活環境や支援体制に課題

能登半島地震で顕在化した課題



都市機能の面的焼失

災害により都市機能が広範に失われ、復興に時間を要する事態が発生



ライフラインの長期断絶

道路・水道・電気等のインフラ復旧に数か月を要する地域が発生



避難形態・避難者の多様化

在宅避難・車中泊・広域避難等の形態の多様化や、要配慮者への支援ニーズの顕在化



官民連携調整の課題

ボランティア団体等との連携不足や自治体・関係機関との連携・調整体制、情報共有の不足

社会的要請と法改正の方向性



国主導の災害対応強化

防災監の設置や地方公共団体の要請を待たない積極的な応援実施等、国が主導する体制の強化



災害関連死の防止

多様な避難形態に対応した被災者支援や、福祉サービスの提供の強化、被災者情報の効率的な把握



復旧・復興の迅速化

インフラ復旧の迅速化や事前復興計画の策定推進、都市計画特例の拡充による復興拠点整備の加速



防災DXの推進

デジタル技術を活用した被災情報の収集・共有の迅速化。孤立的な物資供給体制の構築

防災基本計画修正の主な内容について

法改正を踏まえた修正



国による災害対応の強化

- ・ 応援要請を待たない国の先行支援と規定明確化
- ・ 市町村から国に対する応急措置実施の要請



被災者支援の充実

- ・ 在宅・車中泊避難者への福祉サービスの提供
- ・ 広域避難時の避難元・避難先自治体の情報連携
- ・ 被災者援護協力団体の登録・データベース化



復旧・復興対策の強化

- ・ 事前復興まちづくり計画策定の推進
- ・ 上下水道一体での災害対応と復旧優先箇所を選定

令和6年能登半島地震を踏まえた修正



防災DXの加速

- ・ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の利活用促進
- ・ 新物資システム（B-PLo）の利活用促進
- ・ 各種システムの研修・訓練の実施



物資・備蓄体制の刷新

- ・ 物資の備蓄状況公表義務化
- ・ 国の備蓄物資の分散備蓄体制の構築
- ・ 迅速なプッシュ型支援の実現



保健医療福祉支援の体制・連携の強化

- ・ 保健医療福祉チーム間の平時からの連携体制の構築
- ・ 保健師等チームの充実・強化による健康管理支援



子ども・若者支援の充実

- ・ 避難所における子ども・若者の居場所確保の明確化
- ・ 被災地学び支援派遣枠組み（D-EST）による教職員等の派遣

国、県の計画修正に伴う 市地域防災計画の修正内容



防災DXの推進・デジタル技術の活用

- ・新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の運用
- ・国物資調達システム（B-PLo）を活用した運用体制の整備
- ・災害時保健医療福祉支援システム（D24H）の活用と情報共有体制の推進
- ・被災者台帳の作成について、デジタル技術を活用



災害ケースマネジメントの推進

災害ケースマネジメントの仕組み・環境の整備



災害時における教育対策・環境整備の推進

震災・学校支援チーム（EARTH）や被災地支援派遣等枠組み（D-EST）との連携体制の整備



道路啓開計画の策定

初動対応強化に向けた道路啓開計画の策定



備蓄物資の公表

備蓄状況の透明化と備蓄の強化を図るため、年1回公表が義務化



感震ブレーカーの普及促進

電気火災リスク低減に向けた、感震ブレーカーの設置普及の促進

国、県の計画修正に伴う 市地域防災計画の修正内容



安否不明者等の氏名等の公表

人命救助活動の効率化、円滑化と安否情報の迅速な収集のため、安否不明者等の氏名等の原則公表が明確化



地区防災計画の修正・地区の追加

- ・「小浜小学校区」地区防災計画の策定
- ・「中山台コミュニティ」地区防災計画の修正
- ・「宝塚第一小学校区」地区防災計画の修正



顕著な大雨に関する気象情報の追加

「線状降水帯」に関する気象情報を追加

令和7年度の主な修正内容①

防災DXの推進・デジタル技術の活用



防災DXの推進・デジタル技術の活用

- ・災害対策基本法改正、防災基本計画に防災DXの推進、デジタル技術等の活用が明記されたことを踏まえ、修正



防災情報システムの構築・運用

新総合防災情報システム（SOBO-WEB）

- ・全国約2,000の機関が利用する情報共有システム
- ・地理空間情報を活用した被災状況の可視化・共有機能
- ・国・都道府県・市町村・指定公共機関等のリアルタイム情報連携
- ・災害対応基本共有情報（EEI）に基づく標準化された情報管理



災害時保健医療福祉活動支援システムの活用

災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）

- ・保健・医療・福祉支援チームへの情報提供システム
- ・避難所における要配慮者情報の集約・分析機能
- ・DMAT、JMAT等の医療チーム派遣調整機能
- ・保健師活動や福祉避難所運営支援機能



新物資システムの操作・習熟

新物資システム（B-PLo）

- ・物資の調達から配送までを一元管理するシステム
- ・避難所等からの物資要請と供給側とのマッチング機能
- ・物資の在庫状況・配送状況のリアルタイム把握
- ・民間事業者との連携による効率的な物資供給体制



被災者台帳の作成

被災者生活再建支援システム

- ・被災者支援業務のデジタル化による効率化
- ・罹災証明発行業務の迅速化
- ・各種支援制度のワンストップサービス化
- ・被災者の負担軽減と早期の生活再建実現

令和7年度の主な修正内容②

災害ケースマネジメントの推進



災害ケースマネジメントの推進

- ・令和7年5月の法改正により、災害対策基本法に「福祉サービスの提供」が明記されたことを踏まえ、修正



災害ケースマネジメントとは

- ・被災者一人ひとりの被災状況、生活の課題を個別の相談等により把握した上で、専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、課題の解消に向けて、継続的に支援し、被災者の自立・生活再建支援が進むようマネジメントする取組
(内閣府「災害ケースマネジメント実施の手引き」より)



本市の能登半島地震の被災地支援

- ・緊急消防援助隊（第1次から第7次）
- ・被災建築物応急危険度判定業務
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）
- ・避難所運営業務
- ・水道施設の応急復旧活動支援業務
- ・家屋被害認定調査業務
- ・義援金等事務支援業務

内閣府（防災担当）

「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」

事例：鳥取県 平成28年鳥取県中部地震



個別訪問の様子



ケース会議

本市の能登半島地震の被災地支援の様子



避難所での要望をヒアリング



義援金等事務支援の様子

令和7年度の主な修正内容③

災害時における教育対策・環境整備の推進



災害時における教育対策・環境整備の推進

- ・防災基本計画にD-ESTに関する項目が追加されたことを受け、修正



「D-EST」とは

- ・ Disaster Education Support Team（被災地学び支援派遣等枠組み）
- 災害時に被災地の学校再開や児童生徒の学習継続を支援するため、被災地外から教職員等を派遣する仕組み
- 兵庫県の「EARTH」等過去の災害の支援を契機に設立された地域の支援チームがモデル



「EARTH」とは

- ・ EARTH（震災・学校支援チーム）
- 阪神・淡路大震災での経験と教訓を踏まえて設立された、被災した学校を教職員が支援する全国初めての組織。
- 国内の様々な災害発生時に現地に派遣され、教育復興を支援



基本理念

- ・災害時の教育継続性確保を目的とした派遣体制
- ・令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた制度化
- ・DMAT（災害派遣医療チーム）の教育版として位置づけ



期待される効果

- ・被災時の学校の早期再開
- ・教職員や子どもたちの心のケア・メンタルサポート
- ・支援の公平性・迅速な対応
- ・教育のレジリエンスの向上

令和7年度の主な修正内容④

地区防災計画の策定・修正



地区防災計画の策定・修正

- ・新たに策定した1地区、計画を修正した2地区の内容を修正



「地区防災計画」とは

- ・市内の一定の地区内の居住者等が主体的に行う防災活動に関する計画。
(内閣府「地区防災計画ガイドライン」計画の基本的な考え方より)



小浜小学校区の策定

- ・兵庫県 計画策定等支援専門家派遣事業を活用
- ・計画等策定支援専門家の助言を受け、策定



本市における策定状況

- ・20のまちづくり協議会のうち、11地区が策定済。
- ・県下41市町のうち、3番目の策定数
- ・2026年1月現在、3つの地区が策定作業中
→うち、1地区は内閣府地区防災計画作成モデル創出事業



中山台コミュニティ・宝塚第一小学校区の修正

- ・2015年（中山台コミュニティ）
2017年（宝塚第一小学校区）
に策定した計画のブラッシュアップ
- ・地域の変化に合わせた計画の見直しにより、実効性を担保

宝塚市地域防災計画 進行管理計画と 宝塚市地域強靱化計画の統合について

宝塚市地域防災計画 進行管理計画と 地域強靱化計画について

宝塚市地域防災計画 進行管理計画



基本的な特徴

- ・目的：地域防災計画災害予防計画における防災、減災に係る各項目の進捗管理
- ・時間軸：平時からの事前準備
- ・対象：市全体



主な内容

- ・都市防災力の向上（ハード部分）
- ・地域防災力の向上（ソフト部分）

地域強靱化計画



基本的な特徴

- ・目的：事前防災・減災、最悪事態の回避
- ・時間軸：平時からの事前準備・地域の強靱化
- ・対象：市全体・あらゆるリスク



主な内容

- ・インフラの耐災害性強化
- ・ライフラインの強靱化
- ・持続可能なまちづくり
- ・官民連携・地域防災力強化

計画統合によるメリット

- ① 施策の体系化：国・県・市の施策が一体的に推進され、重複や漏れを防止
- ② 進捗管理の可視化：国の施策・評価基準に準拠したKPIの設定
- ③ 財政面での利点：補助金・交付金や地方債の活用

国の示す施策体系例



防災インフラの整備・管理

- ・ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水害リスク情報の充実
- ・ 関係府省庁の枠を超えた流域治水対策等の推進
- ・ 障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化
- ・ 予防保全型メンテナンスへの早期転換



ライフラインの強靱化

- ・ 上下水道システムの耐震化をはじめとした耐災害性の強化
- ・ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化
- ・ 送電網の強化及び自律分散型の電源・エネルギーの活用



官民連携強化

- ・ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化
- ・ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進
- ・ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化
- ・ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進



デジタル等新技術の活用

- ・ 一元的な情報収集・提供システムの構築
- ・ フェーズフリーなデジタル体制の構築



地域防災力の強化

- ・ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善
- ・ 国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化
- ・ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化
- ・ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備

強靱化に活用できる補助金・交付金メニュー



補助金・交付金メニュー

- ・内容：強靱化施策に活用可能な支援制度
- ・構成：各省庁が所管する補助金・交付金メニューを「やりたいことから探す」形式で整理
- ・対象：市が事業主体に含まれるもの
- ・事業規模：令和8年（2026年）から5カ年で20兆円強

「やりたいことから探す」8つのメニュー



防災施設を
整備したい



避難所・避難路等を
整備したい



災害対応力を
強化したい



交通ネットワークを
強靱化したい



生活空間を
強靱化したい



文化財を
強靱化したい



長寿命化を
図りたい



上下水道等を
強靱化したい

新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

対策シナリオの改定案



改定前

病原性・感染力に応じて3つの対策レベルを用意し、各フェーズで選択



改定後

- ・ 新型インフル以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期の複数波を想定
- ・ 状況変化に応じて幅広く対応できるシナリオに変更

フェーズ分類の改定案



改定前

市内を基準とした感染状態により5段階に分類

- 1：未発生期
- 2：海外発生期（市内未発生期）
- 3：市内発生期
- 4：市内感染期
- 5：小康期



改定後

- ・ 準備期・初動期・対応期の3段階
- ・ 対応期は下記に沿って考え方を整理
- 1：封じ込めを念頭に対応する時期
- 2：病原体の症状等に応じて対応する時期
- 3：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- 4：特措法によらない基本的対策に移行する時期

令和7年度（2025年度） 宝塚市水防計画（案）について

令和7年度の主な修正内容



水防区域の見直しについて

- ・大雨、洪水時に水防活動が重点的に行われる、あるいは行う必要があると指定された河川区域



宅地危険箇所の見直し

- ・3箇所を削除

計 10 ➡ 7 箇所

削除箇所

- ・山本台3丁目
- ・長寿ガ丘①
- ・長寿ガ丘②



低地帯の追加

- ・1箇所を追加

計 2 ➡ 3 箇所

追加箇所

- ・大堀東雨水幹線
(星の荘)



山崖崩れ等による宅地危険箇所

- ・3箇所を削除
- ・13箇所を追加

計 133 ➡ 143 箇所

削除箇所

- ・紅葉ガ丘外
- ・月見山2丁目外
- ・長尾台1丁目外

追加箇所

- ・中山五月台4丁目
- ・中山台2丁目、中筋山手7丁目
- ・山手台西4丁目
- ・山手台東2丁目
- ・山手台東4丁目 (4箇所)
- ・山手台東5丁目 (4箇所)
- ・山手台東4, 5丁目

令和7年度（2025年度） 宝塚市国民保護計画（案）について

令和7年度の主な修正内容



災害救助法に「福祉サービスの提供」が追加

72年ぶりに救助の種類を追加

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">・避難所・応急仮設住宅の整備・炊き出し等による食品、飲料水の供給・衣服、寝具等生活必需品の給与、貸与・医療及び助産・被災者の救出・被災住宅の応急修理・埋葬	<ul style="list-style-type: none">・避難所・応急仮設住宅の整備・炊き出し等による食品、飲料水の供給・衣服、寝具等生活必需品の給与、貸与・医療及び助産・被災者の救出・被災住宅の応急修理・埋葬・<u>福祉サービスの提供</u>



「福祉サービスの提供」の具体的な内容

- ・武力攻撃災害時要配慮者に関する情報の把握
- ・武力攻撃災害時要配慮者からの相談対応
- ・武力攻撃災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
- ・福祉避難所の設置

💡 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令においても、「福祉サービスの提供」を規定

宝塚市地域防災計画新旧対照表

○本編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P	1～28
○マニュアル編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P	29～35
○資料・様式編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P	36～75

令和 7 年度(2025 年度)

新旧対照表 本編※関係機関・団体等の名称、所在地、連絡先、各種統計データの更新、表記方法の変更等については省略

現 計 画 (変更前)	新 計 画 案 (変更後)
<p>第1部 総則</p> <p>第1章 計画の策定方針</p> <p>第3節 他の計画との関係</p> <p>第6 宝塚市新型コロナウイルス等対策行動計画との関係</p> <p>宝塚市新型コロナウイルス等対策行動計画は、平成21年(2009年)の新型コロナウイルス対策の経験を踏まえ、平成24年(2012年)に制定された新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づき、政府及び兵庫県行動計画との整合を図りながら、社会的影響が大きい新たな感染症を含め、宝塚市域に係る新型コロナウイルス等対策の総合的な推進に関する事項や、市が実施する措置等を示したものである。</p> <p><u>自然災害、大規模事故災害等を対象とする宝塚市地域防災計画とは異なり、感染症対策を目的とした計画であるが、これらが重複する複合的災害発生時には両計画の整合性を図りながら事態への的確な対処を図ることとなる。</u></p> <p><u>令和元年(2019年)末に中国での発症が確認された新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については、その後全世界に蔓延しパンデミックを引き起こしており、現在この撲滅が全世界的喫緊の課題となっている。</u></p> <p><u>本市においても新型コロナウイルス感染症への対策を最重要課題と位置づけ、当該行動計画に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置するとともに兵庫県をはじめ関係機関等と連携しながら、市民の安全・安心な生活を確保するための取り組みを実施した。令和5年5月に5類感染症となり、警戒レベルは引き下げられるが、引き続き兵庫県をはじめ関係機関等と連携しながら、市民の安全・安心な生活を確保するためその動向に注視し適切に対応していく。</u></p> <p>第7 宝塚市地域強靱化計画との関係</p> <p>宝塚市において、国の国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、東日本大震災や熊本地震に加え、近年頻発している豪雨災害、土砂災害等の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靱な地域」を作り上げるための取り組みをまとめ、国からの財政支援を活用しつつ強靱化を推進していくため策定する計画である。</p> <p>宝塚市地域防災計画は自然災害、大規模事故災害に係る「予防」策に加えて「応急復旧・都市復興」にわたる計画であり、一方、宝塚市地域強靱化計画は国が進める国土の強靱化の考えに基づき、宝塚市の都市の強靱化を図るため平時からの取り組みを幅広く位置付けた都市づくりの方向性を示す計画である。</p> <p>このことから、両計画を連携させながら真に災害に強い都市づくりを推進していくこととする。</p> <p>第4節 計画の修正及び進行管理</p> <p>第2 計画の進行管理</p> <p><u>市は、本計画とは別に災害予防計画の各対策項目に関し、その責任担当部、必要な措置(当該措置に係る各種マニュアルの作成及びマニュアルを活用した訓練を含む。)、連携の基本方針及び取組期間のめやすを進行管理計画として策定する。</u></p> <p><u>宝塚市防災会議は、市から進行管理計画について報告を受ける。また、宝塚市防災会議(宝塚市防災会議に設置する専門委員を含む。)は、各対策項目の進捗状況の把握及び情勢の変化を踏まえながら、必要に応じて当該対策項目全体の見直しを行うための取組を実施する。</u></p>	<p>第1部 総則</p> <p>第1章 計画の策定方針</p> <p>第3節 他の計画との関係</p> <p>第6 宝塚市新型コロナウイルス等対策行動計画との関係</p> <p>宝塚市新型コロナウイルス等対策行動計画は、平成21年(2009年)の新型コロナウイルス対策の経験を踏まえ、平成24年(2012年)に制定された新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づき、政府及び兵庫県行動計画との整合を図りながら、社会的影響が大きい新たな感染症を含め、宝塚市域に係る新型コロナウイルス等対策の総合的な推進に関する事項や、市が実施する措置等を示したものである。</p> <p><u>令和元年(2019年)末に中国での発症が確認された新型コロナウイルス感染症(COVID-19)と、それによって引き起こされたパンデミックによる影響は、国民の生命だけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定についても大きな脅威となるものであり、未知の感染症によるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて明らかとなった。この経験から国は、令和6年7月に政府行動計画を抜本的に改訂し、政府行動計画を見直した。また、この政府の動きに併せて県の行動計画も改定され、本市においても新型コロナウイルスでの検証を踏まえた市行動計画を令和7年度に見直した。</u></p> <p><u>自然災害、大規模事故災害等を対象とする宝塚市地域防災計画とは異なり、当該計画は感染症対策を目的とした計画であるが、これらが重複する複合的災害も視野に入れ、両計画を相互に補完し、包括的かつ柔軟に機能する感染症行動体制の構築を図ることとする。</u></p> <p>第7 宝塚市地域強靱化計画との関係</p> <p>宝塚市において、国の国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、東日本大震災や熊本地震に加え、近年頻発している豪雨災害、土砂災害等の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靱な地域」を作り上げるための取り組みをまとめ、国からの財政支援を活用しつつ強靱化を推進していくため策定する計画である。</p> <p>宝塚市地域防災計画は自然災害、大規模事故災害に係る「予防」策に加えて「応急復旧・都市復興」にわたる計画であり、一方、宝塚市地域強靱化計画は国が進める国土の強靱化の考えに基づき、宝塚市の都市の強靱化を図るため平時からの取り組みを幅広く位置付けた都市づくりの方向性を示す計画である。</p> <p><u>また、本市の宝塚市総合計画等の基本的な考え方と整合を図ったうえで、両計画の検討、進捗管理等を一体的に行うことにより、効率的・効果的な取組につなげる必要がある。</u>このことから、両計画を連携させながら真に災害に強い都市づくりを推進することとする。</p> <p>第4節 計画の修正及び進行管理</p> <p>第2 計画の進行管理</p> <p><u>本計画を総合的かつ計画的に推進するため、地域強靱化で掲げる主な事業を災害対応の柱として、災害予防対策をはじめとするリスク回避を行っていく。地域強靱化計画に係る進捗管理については、25項目のリスクシナリオ毎に、原則、KPI(重要業績指標)が設定できる施策についてはKPIにて目標管理し、各プログラムの達成度や進捗の把握に努めながら、各取組の進捗管理等を定期的に把握・検証するなどして、PDCAサイクルをもって推進する。</u></p> <p><u>また、社会経済情勢等の変化に対応するため、各取組内容の変更や新たに取組むべき事業が必要となった場合は、適宜見直しを行うものとする。</u></p> <p><u>※これにより、これまでの地域防災計画に係る進行管理計画は廃止する。</u></p>

現 計 画 (変更前)						新 計 画 案 (変更後)																																																						
<p>第3章 地域としての災害危険性</p> <p>第1節 地震</p> <p>第3 その他本市に影響を与える可能性が高い地震</p> <p>(1) 内陸部地震</p> <p>ウ 六甲・淡路島断層帯</p> <p>六甲・淡路島断層帯は、大阪府北西部から淡路島にかけて位置する断層帯であり、断層の分布形態や過去の活動期の違いなどから、長さ約71kmの六甲山地南縁―淡路島東部区間と長さ約23kmの淡路島西岸区間の2つに区分される。</p> <p>(2) 海溝型地震</p> <p>ア 南海トラフ(南海トラフの地震)</p> <p>紀伊水道沖ではM8を超える南海地震が繰り返し発生しており、古文書などで684年、887年、1099年、1361年、1605年、1707年、1854年及び1946年に起きたことが知られている。こうした意味で、比較的サイクルが分かっている地震である。</p> <p>前回の南海地震からは既に6.5年以上経過しており、前回の規模が比較的小さかったことから、今回は比較的早まるのではないかという意見もあり、発生時には広範囲に及ぶ被害が予想される。</p> <p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価(第二版)令和6年(2024年)1月1日現在</p>						<p>第3章 地域としての災害危険性</p> <p>第1節 地震</p> <p>第3 その他本市に影響を与える可能性が高い地震</p> <p>(1) 内陸部地震</p> <p>ウ 六甲・淡路島断層帯 <u>主部(六甲山地南縁-淡路島東岸間)</u></p> <p>六甲・淡路島断層帯は、<u>大阪府箕面市から兵庫県西宮市、神戸市などを経て淡路島北部に至る六甲・淡路島断層帯主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山断層帯からなる。</u></p> <p><u>六甲・淡路断層帯主部は、断層の分布形態や過去の活動期の違いなどから、長さ約71kmの六甲山地南縁-淡路島東岸区間と長さ約23kmの淡路島西岸区間の2つに区分される。</u></p> <p>(2) 海溝型地震</p> <p>ア 南海トラフ(南海トラフの地震)</p> <p>紀伊水道沖ではM8を超える南海地震が繰り返し発生しており、古文書などで684年、887年、1099年、1361年、1605年、1707年、1854年及び1946年に起きたことが知られている。こうした意味で、比較的サイクルが分かっている地震である。</p> <p>前回の南海地震からは既に8.0年以上経過しており、前回の規模が比較的小さかったことから、今回は比較的早まるのではないかという意見もあり、発生時には広範囲に及ぶ被害が予想される。</p>																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域及び地震名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th rowspan="2">地震後経過率</th> <th>平均発生間隔(上段)</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>最新発生時期(下段:ポアソン過程を適用したものを除く。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">南海トラフの地震</td> <td rowspan="2">南海トラフ 8~9 クラス</td> <td rowspan="2">3.0% 程度</td> <td rowspan="2">7.0~ 8.0%</td> <td rowspan="2">9.0% 程度 もしくは それ以上</td> <td rowspan="2">0.88</td> <td>次回までの標準的な値 8.8、2年</td> </tr> <tr> <td>78.0年前</td> </tr> </tbody> </table>						領域及び地震名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率			地震後経過率	平均発生間隔(上段)	10年以内	30年以内	50年以内	最新発生時期(下段:ポアソン過程を適用したものを除く。)	南海トラフの地震	南海トラフ 8~9 クラス	3.0% 程度	7.0~ 8.0%	9.0% 程度 もしくは それ以上	0.88	次回までの標準的な値 8.8、2年	78.0年前	<p style="text-align: center;"><u>南海トラフで発生する地震の確率(すべり量依存 BPT モデル)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率等</th> <th>地震後経過率(期末)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後10年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0~40%*</td> <td>0.93</td> <td rowspan="5">ベイズ推定を用いたすべり量依存 BPT モデルで、70%信用区間の範囲の発生確率と地震後経過率を算出。 次に発生する可能性のある地震の中に最大クラスの地震も含まれるが、その発生頻度は100~200年の間隔で繰り返し起きている大地震に比べ、一桁以上低いと考えられる。</td> </tr> <tr> <td>今後20年以内の発生確率</td> <td>20%~80%*</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>今後30年以内の発生確率</td> <td>60%~90%程度以上*</td> <td>1.14</td> </tr> <tr> <td>今後40年以内の発生確率</td> <td>80%~90%程度以上*</td> <td>1.24</td> </tr> <tr> <td>今後50年以内の発生確率</td> <td>90%程度 もしくはそれ以上*</td> <td>1.35</td> </tr> <tr> <td>地震後経過率(2025年1月1日時点)</td> <td colspan="2">0.82</td> <td>経過時間79.0年を発生間隔のベイズ事後平均95.9年で除した値</td> </tr> <tr> <td>ランク</td> <td colspan="2">IIIランク*</td> <td>注1参照</td> </tr> <tr> <td>次の地震の規模</td> <td colspan="2">M8~9クラス</td> <td>震源域の面積と地震の規模の関係式より推定した値を用いた</td> </tr> </tbody> </table>				項目	将来の地震発生確率等	地震後経過率(期末)	備考	今後10年以内の発生確率	ほぼ0~40%*	0.93	ベイズ推定を用いたすべり量依存 BPT モデルで、70%信用区間の範囲の発生確率と地震後経過率を算出。 次に発生する可能性のある地震の中に最大クラスの地震も含まれるが、その発生頻度は100~200年の間隔で繰り返し起きている大地震に比べ、一桁以上低いと考えられる。	今後20年以内の発生確率	20%~80%*	1.03	今後30年以内の発生確率	60%~90%程度以上*	1.14	今後40年以内の発生確率	80%~90%程度以上*	1.24	今後50年以内の発生確率	90%程度 もしくはそれ以上*	1.35	地震後経過率(2025年1月1日時点)	0.82		経過時間79.0年を発生間隔のベイズ事後平均95.9年で除した値	ランク	IIIランク*		注1参照	次の地震の規模	M8~9クラス		震源域の面積と地震の規模の関係式より推定した値を用いた
領域及び地震名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率			地震後経過率			平均発生間隔(上段)																																																				
		10年以内	30年以内	50年以内		最新発生時期(下段:ポアソン過程を適用したものを除く。)																																																						
南海トラフの地震	南海トラフ 8~9 クラス	3.0% 程度	7.0~ 8.0%	9.0% 程度 もしくは それ以上	0.88	次回までの標準的な値 8.8、2年																																																						
						78.0年前																																																						
項目	将来の地震発生確率等	地震後経過率(期末)	備考																																																									
今後10年以内の発生確率	ほぼ0~40%*	0.93	ベイズ推定を用いたすべり量依存 BPT モデルで、70%信用区間の範囲の発生確率と地震後経過率を算出。 次に発生する可能性のある地震の中に最大クラスの地震も含まれるが、その発生頻度は100~200年の間隔で繰り返し起きている大地震に比べ、一桁以上低いと考えられる。																																																									
今後20年以内の発生確率	20%~80%*	1.03																																																										
今後30年以内の発生確率	60%~90%程度以上*	1.14																																																										
今後40年以内の発生確率	80%~90%程度以上*	1.24																																																										
今後50年以内の発生確率	90%程度 もしくはそれ以上*	1.35																																																										
地震後経過率(2025年1月1日時点)	0.82		経過時間79.0年を発生間隔のベイズ事後平均95.9年で除した値																																																									
ランク	IIIランク*		注1参照																																																									
次の地震の規模	M8~9クラス		震源域の面積と地震の規模の関係式より推定した値を用いた																																																									
<p>注1: <u>地震発生確率が分かりにくいという意見があること、または、低く捉えられるおそれがあることから、活断層及び海溝型地震の長期評価の広報資料に確率に基づくランク分けを導入している(政策委員会総合部会, 2018)。</u></p> <p><u>海溝型地震における今後30年以内の地震発生確率が26%以上を「IIIランク」、3%~26%未満を「IIランク」、3%未満を「Iランク」、不明(すぐに地震が起きることを否定できない)を「Xランク」と表記している。</u></p> <p><u>また、繰り返しを仮定した地震について、地震後経過率の推定値の最大値が0.7を超えるものについては、ランクにアスタリスク(*)を付与した。</u></p> <p>注2: <u>評価時点は全て2025年1月1日現在。</u></p> <p>注3: <u>地震発生確率は計算結果を丸め、表記する際は以下の規程を適用する。</u></p> <table border="0"> <tr> <td><計算結果(%)></td> <td>⇒</td> <td><評価としての表記例></td> </tr> <tr> <td>0.001未満</td> <td>⇒</td> <td>「ほぼ0%」</td> </tr> <tr> <td>0.001以上0.01未満</td> <td>⇒</td> <td>「0.00d%」</td> </tr> <tr> <td>0.01以上0.1未満</td> <td>⇒</td> <td>「0.0d%」</td> </tr> <tr> <td>0.1以上1未満</td> <td>⇒</td> <td>「0.d%」</td> </tr> </table>						<計算結果(%)>	⇒	<評価としての表記例>	0.001未満	⇒	「ほぼ0%」	0.001以上0.01未満	⇒	「0.00d%」	0.01以上0.1未満	⇒	「0.0d%」	0.1以上1未満	⇒	「0.d%」																																								
<計算結果(%)>	⇒	<評価としての表記例>																																																										
0.001未満	⇒	「ほぼ0%」																																																										
0.001以上0.01未満	⇒	「0.00d%」																																																										
0.01以上0.1未満	⇒	「0.0d%」																																																										
0.1以上1未満	⇒	「0.d%」																																																										

現 計 画 (変更前)	新 計 画 案 (変更後)																								
<p>第2節 風水害等 第2 土砂災害について ※ 参照 ⇒ 宅地造成_工事規制区域(資料・様式編1-2-5) 第3節 大規模事故災害等 第6 大規模林野火災 市域における林野の現況は、平成22年2月1日現在(2010年世界農林業センサス)、国有林282ha、民有林5,558haの合計5,840haである。</p> <p>第7 原子力災害等 市域における放射性同位元素取扱事業所は、2事業所である。なお、中国自動車道は、核燃料物質等輸送のための運搬経路と想定される。</p> <p>また、福井県域に所在する原子力施設で大規模災害が発生した場合に、原子力災害に係る広域避難ガイドライン(関西広域連合策定)及び原子力災害時における広域避難に関する避難所受け入れマニュアル(本市・三田市・猪名川町策定)に基づき、福井県高浜町住民を本市施設で一時的に受け入れる。</p>	<p>1以上10未満 → 「d%」 10以上94.5未満 → 「d0%程度」 94.5以上 → 「90%程度以上」 地震発生確率に幅がある場合(例えば、BPTモデルにおけるばらつきのパラメータ(α)に幅があり、αの最小・最大値を用いて計算した場合には地震発生確率に幅が現れる)は、次のように表現する。 表記例)「ほぼ0%~0.007%」、「70%~80%」など ※表記に幅がある場合、末尾の「程度」は必要無い。ただし「90%程度以上」の場合は除く。 表記例)「60%~90%程度以上」など ※最小値の表記が「90%程度」でかつ最大値の表記が「90%程度以上」の場合、「90%~90%程度以上」ではなく、「90%程度もしくはそれ以上」と表記する。 また、繰り返しを仮定した地震について、地震後経過率の推定値の最大値が、各評価対象期間末で0.7を超えるものについては、確率値にアスタリスク(*)を付与した。 注4:地震後経過率は、対象地震が発生していない仮定の下で、各期末時点で地震発生からの経過時間を発生間隔のベイズ事後平均で割った値。</p> <p>第2節 風水害等 第2 土砂災害について ※ 参照 ⇒ 宅地造成等工事規制区域(資料・様式編1-2-4) 第3節 大規模事故災害等 第6 大規模林野火災 市域における林野の現況は、令和2年2月1日現在(2020年世界農林業センサス)、国有林291ha、民有林5,355haの合計5,646haである。</p> <p>第7 原子力災害等 県内の放射性物質取扱施設は、取り扱っている放射性物質の量が少ないため、災害による被災や火災等によって施設外に放射能が漏れるおそれは小さいと考えられる。 しかしながら、消火や救助活動にあたって不用意に線源に近づくことにより、消防職員等が被ばくするおそれがあるほか、火災や爆発によって放射性物質が飛散する可能性もある。そのため、本計画及び本計画を補足する原子力災害のマニュアルでは、放射性物質取扱施設における事故により施設敷地外まで放射性物質あるいは放射線が放出される事態を想定する。</p> <p>また、福井県域に所在する原子力施設で大規模災害が発生した場合に、原子力災害に係る広域避難ガイドライン(関西広域連合策定)及び原子力災害時における広域避難に関する避難所受け入れマニュアル(本市・三田市・猪名川町策定)に基づき、福井県高浜町住民を本市施設で一時的に受け入れる。</p>																								
<p>第2部 災害予防計画 第1章 非常時活動体制に関する備えの充実 第2節 情報の収集・伝達体制の整備・強化 3 計画 (1)市における通信・連絡手段の多ルート化</p> <table border="1" data-bbox="96 1244 1108 1465"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時優先携帯電話の活用</td> <td><input type="checkbox"/>災害時優先指定を行った携帯電話を災害対応職員に配備</td> <td>都市安全部</td> </tr> <tr> <td>安心メール(ひょうご防災ネット)の普及啓発</td> <td><input type="checkbox"/>安心メール(ひょうご防災ネット)の市民への普及啓発の強化</td> <td>都市安全部 県</td> </tr> <tr> <td>防災システムの活用</td> <td><input type="checkbox"/>ゼンリン住宅地図を用いた防災システムの有効活用 <input type="checkbox"/>同システムの継続的なデータ更新</td> <td>都市安全部</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当	災害時優先携帯電話の活用	<input type="checkbox"/> 災害時優先指定を行った携帯電話を災害対応職員に配備	都市安全部	安心メール(ひょうご防災ネット)の普及啓発	<input type="checkbox"/> 安心メール(ひょうご防災ネット)の市民への普及啓発の強化	都市安全部 県	防災システムの活用	<input type="checkbox"/> ゼンリン住宅地図を用いた防災システムの有効活用 <input type="checkbox"/> 同システムの継続的なデータ更新	都市安全部	<p>第2部 災害予防計画 第1章 非常時活動体制に関する備えの充実 第2節 情報の収集・伝達体制の整備・強化 3 計画 (1)市における通信・連絡手段の多ルート化</p> <table border="1" data-bbox="1108 1244 2121 1465"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時優先携帯電話の活用</td> <td><input type="checkbox"/>災害時優先指定を行った携帯電話を災害対応職員に配備</td> <td>都市安全部</td> </tr> <tr> <td>安心メール(ひょうご防災ネット)の普及啓発</td> <td><input type="checkbox"/>安心メール(ひょうご防災ネット)の市民への普及啓発の強化</td> <td>都市安全部 県</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当	災害時優先携帯電話の活用	<input type="checkbox"/> 災害時優先指定を行った携帯電話を災害対応職員に配備	都市安全部	安心メール(ひょうご防災ネット)の普及啓発	<input type="checkbox"/> 安心メール(ひょうご防災ネット)の市民への普及啓発の強化	都市安全部 県	<u>(削除)</u>		
計画名	計画のあらまし	主担当																							
災害時優先携帯電話の活用	<input type="checkbox"/> 災害時優先指定を行った携帯電話を災害対応職員に配備	都市安全部																							
安心メール(ひょうご防災ネット)の普及啓発	<input type="checkbox"/> 安心メール(ひょうご防災ネット)の市民への普及啓発の強化	都市安全部 県																							
防災システムの活用	<input type="checkbox"/> ゼンリン住宅地図を用いた防災システムの有効活用 <input type="checkbox"/> 同システムの継続的なデータ更新	都市安全部																							
計画名	計画のあらまし	主担当																							
災害時優先携帯電話の活用	<input type="checkbox"/> 災害時優先指定を行った携帯電話を災害対応職員に配備	都市安全部																							
安心メール(ひょうご防災ネット)の普及啓発	<input type="checkbox"/> 安心メール(ひょうご防災ネット)の市民への普及啓発の強化	都市安全部 県																							
<u>(削除)</u>																									

現 計 画 (変更前)		
防災ラジオの導入・配備	<input type="checkbox"/> 市内の自治会及び民生委員・児童委員等に対する「防災ラジオ」の配布 <input type="checkbox"/> 「防災ラジオ」の要配慮者の避難支援への活用	都市安全部
すみれ防災スピーカー（防災行政無線）の導入	<input type="checkbox"/> 避難情報や緊急情報を伝達するため、同報系屋外拡声子局45箇所、移動系携帯局などのすみれ防災スピーカー（防災行政無線）を導入	都市安全部
緊急地震速報の普及啓発	<input type="checkbox"/> ホームページなどでの緊急地震速報に関する広報 <input type="checkbox"/> 防災講習等による緊急地震速報に関する普及啓発	都市安全部
防災情報システムの構築・運用	<input type="checkbox"/> 災害時の庁内職員の円滑な情報共有 <input type="checkbox"/> 避難情報等の意思決定支援 <input type="checkbox"/> 被災者生活再建支援事務の迅速化	都市安全部

第2章 安全で人にやさしいまちづくりの推進

第1節 災害に強い都市の創造

第1 総合的治水対策の推進

3 計画

(1) 河川改善整備・雨水施設の整備等

計画名	計画のあらまし	主担当
防災マップの作成	<input type="checkbox"/> 県が公表する浸水想定区域図を基にした洪水予報等の伝達方法及び避難所等の情報を掲載した防災マップの作成及び市民への配布	都市安全部
河川防災計画	<input type="checkbox"/> 県宝塚土木事務所へ一級河川、二級河川に関する必要な改善整備の要望 <input type="checkbox"/> 武庫川上流部の広範囲な情報の把握及び市内の水位の変化予測	都市安全部 県
河川管理施設の耐震化の推進	<input type="checkbox"/> 河川管理施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討、適切な対応策の実施 <input type="checkbox"/> 浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門、樋管等の河川構造物の改築、改良の優先的実施	都市安全部 県
公共下水道雨水施設等防災計画	<input type="checkbox"/> 市が実施する荒神川都市基盤河川改修事業及び県が実施している大堀川河川改修工事の整備促進 <input type="checkbox"/> 在来水路（農業用水路などで公共下水道として認定していない水路）の公共下水道として認定や必要な改善整備 <input type="checkbox"/> 既設の公共下水道雨水施設及び在来水路等の浚渫・補修等の維持管理	都市安全部 上下水道局
非常時活動体制マニュアルの作成	<input type="checkbox"/> 迅速な非常時活動体制を確立するための活動体制マニュアルの作成	都市安全部 各所管部 国、県

第2章 安全で人にやさしいまちづくりの推進

第1節 災害に強い都市の創造

第2 燃えにくい市街地の整備

3 計画

新 計 画 案 (変更後)		
防災ラジオの導入・配備	<input type="checkbox"/> 市内の自治会及び民生委員・児童委員等に対する「防災ラジオ」の配布 <input type="checkbox"/> 「防災ラジオ」の要配慮者の避難支援への活用	都市安全部
すみれ防災スピーカー（防災行政無線）の導入	<input type="checkbox"/> 避難情報や緊急情報を伝達するため、同報系屋外拡声子局45箇所、移動系携帯局などのすみれ防災スピーカー（防災行政無線）を導入	都市安全部
緊急地震速報の普及啓発	<input type="checkbox"/> ホームページなどでの緊急地震速報に関する広報 <input type="checkbox"/> 防災講習等による緊急地震速報に関する普及啓発	都市安全部
各種防災情報システムの活用	<input type="checkbox"/> 災害時の庁内職員の円滑な情報共有 <input type="checkbox"/> 避難情報等の意思決定支援 <input type="checkbox"/> 被災者生活再建支援事務の迅速化 <input checked="" type="checkbox"/> 新総合防災情報システムの活用	都市安全部

第2章 安全で人にやさしいまちづくりの推進

第1節 災害に強い都市の創造

第1 総合的治水対策の推進

3 計画

(1) 河川改善整備・雨水施設の整備等

計画名	計画のあらまし	主担当
防災マップの作成	<input type="checkbox"/> 県が公表する浸水想定区域図を基にした洪水予報等の伝達方法及び避難所等の情報を掲載した防災マップの作成及び市民への配布	都市安全部
河川防災計画	<input type="checkbox"/> 県宝塚土木事務所へ一級河川、二級河川に関する必要な改善整備の要望 <input type="checkbox"/> 武庫川上流部の広範囲な情報の把握及び市内の水位の変化予測	都市安全部 県
河川管理施設の耐震化の推進	<input type="checkbox"/> 河川管理施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討、適切な対応策の実施 <input type="checkbox"/> 浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門、樋管等の河川構造物の改築、改良の優先的実施	都市安全部 県
河川事業と連携した浸水対策への取組	<input type="checkbox"/> 市が実施する荒神川都市基盤河川改修事業及び県が実施している大堀川河川改修工事の整備促進 <input type="checkbox"/> 在来水路（農業用水路などで公共下水道として認定していない水路）の公共下水道として認定や必要な改善整備 <input type="checkbox"/> 既設の公共下水道雨水施設及び在来水路等の浚渫・補修等の維持管理	都市安全部 上下水道局
非常時活動体制マニュアルの作成	<input type="checkbox"/> 迅速な非常時活動体制を確立するための活動体制マニュアルの作成	都市安全部 各所管部 国、県

第2章 安全で人にやさしいまちづくりの推進

第1節 災害に強い都市の創造

第2 燃えにくい市街地の整備

3 計画

現 計 画 (変更前)		
(1) まちの「防災ブロック化」の推進		
計画名	計画のあらまし	主担当
道路・河川・鉄道沿線の延焼遮断機能強化施策の推進	□道路・河川・鉄道の有する延焼遮断機能を強化するための沿道の不燃化、緩衝緑地整備、難燃性樹木による街路樹整備等の施策の総合的推進	都市整備部 都市安全部 各施設所管部
防火・ <u>準防火</u> 地域の指定	□商業地のうち、広域からの不特定多数の人々が集積する主要な地区等における防火 <u>及び準防火地域の指定等による耐火建築物等の建築指導</u> 地域指定維持による耐火建築物等の建築誘導	都市整備部
(2) 市街地の整備		
計画名	計画のあらまし	主担当
<u>たからづか</u> 都市計画マスタープランの推進	□宝塚市都市計画マスタープランに基づく <u>都市としての延焼遮断機能の強化をはじめ建築物の不燃化、土地利用の誘導その他多様な手法の活用による推進</u>	都市整備部
住宅市街地総合整備事業等の推進	□仁川地区における計画的・一体的な都市機能の更新による安全で快適な市街地住宅の供給促進	都市整備部 都市安全部 都市再生機構
第4 道路・橋梁の整備 1～2略 3 計画 (5) 非常時活動体制の整備・強化		
計画名	計画のあらまし	主担当
非常時活動体制マニュアルの作成(再掲)	□迅速な非常時活動体制を確立するための活動体制マニュアルの作成	都市安全部 各所管部 国、県
第3節 被害の軽減・防止 第1 地震火災の防止 3 計画 (4) 初期消火体制の整備・強化		
計画名	計画のあらまし	主担当
市消防団の活用	□消防団に対する任務遂行が機能的かつ効果的に発揮できる資機材の計画的導入 □消防団員の融和と団結、資質向上に資する各種訓練の定期的な実施 □消防団の定員確保や女性消防団員による火災予防啓発及び応急手当普及啓発の技術向上	消防部
自主防災組織・自衛消防隊の連携による初期消火体制の整備・強化	□ <u>自主防災組織の結成促進</u> □自主防災組織に対する防災資器材等の整備、消火技術の習熟、地域内の自衛消防隊との連携・協力体制の確立 □地域における消火訓練への参加促進	消防部

新 計 画 案 (変更後)		
(1) まちの「防災ブロック化」の推進		
計画名	計画のあらまし	主担当
道路・河川・鉄道沿線の延焼遮断機能強化施策の推進	□道路・河川・鉄道の有する延焼遮断機能を強化するための沿道の不燃化、緩衝緑地整備、難燃性樹木による街路樹整備等の施策の総合的推進	都市整備部 都市安全部 各施設所管部
防火 <u> </u> 地域の指定	□商業地のうち、広域からの不特定多数の人々が集積する主要な地区等における防火 <u> </u> 地域指定維持による耐火建築物等の建築誘導	都市整備部
(2) 市街地の整備		
計画名	計画のあらまし	主担当
<u>宝塚市</u> 都市計画マスタープランの推進	□ <u>宝塚市</u> 都市計画マスタープランに基づく <u>建築物の防火・耐震化、土地利用の誘導その他多様な手法の活用による推進</u>	都市整備部
住宅市街地総合整備事業等の推進	□仁川地区における計画的・一体的な都市機能の更新による安全で快適な市街地住宅の供給促進	都市整備部 都市安全部 都市再生機構
第4 道路・橋梁の整備 1～2略 3 計画 (5) 非常時活動体制の整備・強化		
計画名	計画のあらまし	主担当
非常時活動体制マニュアルの作成(再掲)	□迅速な非常時活動体制を確立するための活動体制マニュアルの作成	都市安全部 各所管部 国、県
<u>道路啓開計画の策定</u>	□ <u>初動対応強化のため、実効性のある道路啓開計画の策定</u>	<u>都市安全部</u> 国、県
第3節 被害の軽減・防止 第1 地震火災の防止 3 計画 (4) 初期消火体制の整備・強化		
計画名	計画のあらまし	主担当
市消防団の活用	□消防団に対する任務遂行が機能的かつ効果的に発揮できる資機材の計画的導入 □消防団員の融和と団結、資質向上に資する各種訓練の定期的な実施 □消防団の定員確保や女性消防団員による火災予防啓発及び応急手当普及啓発の技術向上	消防部
自主防災組織・自衛消防隊の連携による初期消火体制の整備・強化	<u>(削除)</u> □自主防災組織に対する防災資器材等の整備、消火技術の習熟、地域内の自衛消防隊との連携・協力体制の確立 □地域における消火訓練への参加促進	消防部

現 計 画 (変更前)		
	<input type="checkbox"/> 印刷物等の配布による初期消火能力の向上	
防火管理者等による自衛消防体制の整備	<input checked="" type="checkbox"/> 自衛消防隊その他防火組織による消火技術の習熟 <input checked="" type="checkbox"/> 消防用設備等の点検・整備 <input checked="" type="checkbox"/> 各種訓練の実施	消防部
第2 建築物の耐震性の強化		
3 計画		
(4) 長周期振動への対策の強化		
計画名	計画のあらまし	主担当
高層建築物への長周期地震動対策	<input type="checkbox"/> 高層建築物防災計画において、長周期地震動対策を講じるための指導及び助言	都市整備部
第4 土砂災害対策		
3 計画		
(3) 造成地災害防止対策の推進		
計画名	計画のあらまし	主担当
宅地危険箇所一覧表の作成	<input type="checkbox"/> 市内の災害のおそれのある宅地に関する宅地危険箇所一覧表の作成	都市整備部
災害防止に関する指導・監督等	<input type="checkbox"/> 都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法その他に基づく宅地造成地の許可・確認の審査並びに当該工事の施工に対する指導・監督の実施 <input type="checkbox"/> 宅地造成地の巡視等による違法開発行為の取締り <input type="checkbox"/> 宅地造成地の梅雨期や台風期の巡視強化及び注意呼び掛け <input type="checkbox"/> 危険宅地の所有者が改善工事を実施する場合の宅地保全相談の技術に関する指導	都市整備部 県
※ 参照 ⇒ 宅地造成_工事規制区域 (資料・様式編1-2-5)		
第3章 被災者救出・救援及び生活再建支援を適切に行うための備えの充実		
第2節 災害時医療救護体制の整備・強化		
3 計画		
(5) 健康対策の推進と心のケア対策の環境整備		
計画名	計画のあらまし	主担当
被災者の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 保健師、栄養士等による避難所等の健康支援 <input checked="" type="checkbox"/> 2次的健康障害の予防	健康福祉部 県
「こころ」のケア対策のための環境整備	<input type="checkbox"/> 県(宝塚健康福祉事務所、精神保健福祉センター)、市医師会、市内関係医療機関との連携・協力による精神科医療体制の環境整備 <input type="checkbox"/> 保健師、カウンセラー等からなる「メンタルヘルスケア」体制の確立	健康福祉部 県

新 計 画 案 (変更後)		
	<input type="checkbox"/> 印刷物等の配布による初期消火能力の向上	
防火管理者等による自衛消防体制の整備	<input checked="" type="checkbox"/> 自衛消防隊その他防火組織による消火技術の習熟 <input checked="" type="checkbox"/> 消防用設備等の点検・整備 <input checked="" type="checkbox"/> 各種訓練の実施	消防部
第2 建築物の耐震性の強化		
3 計画		
(4) 長周期振動への対策の強化		
計画名	計画のあらまし	主担当
高層建築物への長周期地震動対策	<input type="checkbox"/> 宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例第8条に基づく指針(開発ガイドライン)において、長周期地震動対策を講じるための指導及び助言	都市整備部
第4 土砂災害対策		
3 計画		
(3) 造成地災害防止対策の推進		
計画名	計画のあらまし	主担当
宅地危険箇所一覧表の作成	<input type="checkbox"/> 市内の災害のおそれのある宅地に関する宅地危険箇所一覧表の作成	都市整備部
災害防止に関する指導・監督等	<input type="checkbox"/> 都市計画法、建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法その他に基づく宅地造成地の許可・確認の審査並びに当該工事の施工に対する指導・監督の実施 <input type="checkbox"/> 宅地造成地の巡視等による違法開発行為の取締り <input type="checkbox"/> 宅地造成地の梅雨期や台風期の巡視強化及び注意呼び掛け <input type="checkbox"/> 危険宅地の所有者が改善工事を実施する場合の宅地保全相談の技術に関する指導	都市整備部 県
※ 参照 ⇒ 宅地造成等工事規制区域 (資料・様式編1-2-5)		
第3章 被災者救出・救援及び生活再建支援を適切に行うための備えの充実		
第2節 災害時医療救護体制の整備・強化		
3 計画		
(5) 健康対策の推進と心のケア対策の環境整備		
計画名	計画のあらまし	主担当
被災者の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 保健師、栄養士等による避難所等の健康支援 <input checked="" type="checkbox"/> 2次的健康障害の予防	健康福祉部 県
「こころ」のケア対策のための環境整備	<input type="checkbox"/> 県(宝塚健康福祉事務所、精神保健福祉センター)、市医師会、市内関係医療機関との連携・協力による精神科医療体制の環境整備 <input type="checkbox"/> 保健師、カウンセラー等からなる「メンタルヘルスケア」体制の確立	健康福祉部 県

現 計 画 (変更前)			新 計 画 案 (変更後)																			
第4節 生活救援対策の環境整備 第1 応急給水体制の整備・強化 3 計画 (5) 非常時活動体制の整備			災害時保健医療福祉活動支援システムの活用 <input type="checkbox"/> 的確かつ迅速な支援の実施のため、同システムを活用した情報共有体制の推進 健康福祉部 都市安全部 県、国																			
第4節 生活救援対策の環境整備 第1 応急給水体制の整備・強化 3 計画 (5) 非常時活動体制の整備			第4節 生活救援対策の環境整備 第1 応急給水体制の整備・強化 3 計画 (5) 非常時活動体制の整備																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上下水道局非常時マニュアルの作成</td> <td><input type="checkbox"/>地震防災対策計画の見直しを受けた災害発生時における「水道局非常時マニュアル」の作成 <input type="checkbox"/>非常時出動体制、応急給水、水道施設応急復旧、応援・支援受入れ、災害記録、広報、応援出動等のマニュアルへの記述</td> <td>上下水道局</td> </tr> <tr> <td>非常時の通信手段の整備</td> <td><input type="checkbox"/>市地域防災無線の活用及び拡充、携帯電話、非公表電話の採用等の非常時通信手段の検討及び整備</td> <td>都市安全部 上下水道局</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当	上下水道局非常時マニュアルの作成	<input type="checkbox"/> 地震防災対策計画の見直しを受けた災害発生時における「水道局非常時マニュアル」の作成 <input type="checkbox"/> 非常時出動体制、応急給水、水道施設応急復旧、応援・支援受入れ、災害記録、広報、応援出動等のマニュアルへの記述	上下水道局	非常時の通信手段の整備	<input type="checkbox"/> 市地域防災無線の活用及び拡充、携帯電話、非公表電話の採用等の非常時通信手段の検討及び整備	都市安全部 上下水道局	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宝塚市上下水道事業業務継続計画の更新</td> <td>(削除) <input type="checkbox"/>非常時出動体制、応急給水、水道施設応急復旧、応援・支援受入れ、災害記録、広報、応援出動等のマニュアルへの記述</td> <td>上下水道局</td> </tr> <tr> <td>非常時の通信手段の整備</td> <td><input type="checkbox"/>市地域防災無線の活用及び拡充、携帯電話、非公表電話の採用等の非常時通信手段の検討及び整備</td> <td>都市安全部 上下水道局</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当	宝塚市上下水道事業業務継続計画の更新	(削除) <input type="checkbox"/> 非常時出動体制、応急給水、水道施設応急復旧、応援・支援受入れ、災害記録、広報、応援出動等のマニュアルへの記述	上下水道局	非常時の通信手段の整備	<input type="checkbox"/> 市地域防災無線の活用及び拡充、携帯電話、非公表電話の採用等の非常時通信手段の検討及び整備	都市安全部 上下水道局			
計画名	計画のあらまし	主担当																				
上下水道局非常時マニュアルの作成	<input type="checkbox"/> 地震防災対策計画の見直しを受けた災害発生時における「水道局非常時マニュアル」の作成 <input type="checkbox"/> 非常時出動体制、応急給水、水道施設応急復旧、応援・支援受入れ、災害記録、広報、応援出動等のマニュアルへの記述	上下水道局																				
非常時の通信手段の整備	<input type="checkbox"/> 市地域防災無線の活用及び拡充、携帯電話、非公表電話の採用等の非常時通信手段の検討及び整備	都市安全部 上下水道局																				
計画名	計画のあらまし	主担当																				
宝塚市上下水道事業業務継続計画の更新	(削除) <input type="checkbox"/> 非常時出動体制、応急給水、水道施設応急復旧、応援・支援受入れ、災害記録、広報、応援出動等のマニュアルへの記述	上下水道局																				
非常時の通信手段の整備	<input type="checkbox"/> 市地域防災無線の活用及び拡充、携帯電話、非公表電話の採用等の非常時通信手段の検討及び整備	都市安全部 上下水道局																				
第4節 生活救援対策の環境整備 第2 備蓄及び緊急調達体制の整備・強化 1～2 略 3 計画 (1) 大規模災害を想定した備蓄計画の策定及び推進			第4節 生活救援対策の環境整備 第2 備蓄及び緊急調達体制の整備・強化 1～2 略 3 計画 (1) 大規模災害を想定した備蓄計画の策定及び推進																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域ステーション等防災対策拠点における備蓄計画の策定及び推進</td> <td><input type="checkbox"/>被災者の2日分相当量をめやすとして、地域ステーション該当施設、避難所等防災対策に関する拠点機能を果たす予定の施設における備蓄計画の策定及び推進</td> <td>都市安全部 各対策項目担当部</td> </tr> <tr> <td>市民向け防災マップの活用</td> <td><input type="checkbox"/>市民向け防災マップの発行、広報たからづか誌面等を活用した各家庭・事業所における食料、水、生活必需品等非常時に備えた物資・機材の備蓄(3日分から1週間程度をめやすとする)の奨励 <input type="checkbox"/>市民向け防災マップの発行、広報たからづか誌面等を活用した事業所などにおける物資の確保についての奨励</td> <td>都市安全部</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当	地域ステーション等防災対策拠点における備蓄計画の策定及び推進	<input type="checkbox"/> 被災者の2日分相当量をめやすとして、地域ステーション該当施設、避難所等防災対策に関する拠点機能を果たす予定の施設における備蓄計画の策定及び推進	都市安全部 各対策項目担当部	市民向け防災マップの活用	<input type="checkbox"/> 市民向け防災マップの発行、広報たからづか誌面等を活用した各家庭・事業所における食料、水、生活必需品等非常時に備えた物資・機材の備蓄(3日分から1週間程度をめやすとする)の奨励 <input type="checkbox"/> 市民向け防災マップの発行、広報たからづか誌面等を活用した事業所などにおける物資の確保についての奨励	都市安全部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域ステーション等防災対策拠点における備蓄計画の策定及び推進</td> <td><input type="checkbox"/>被災者の2日分相当量をめやすとして、地域ステーション該当施設、避難所等防災対策に関する拠点機能を果たす予定の施設における備蓄計画の策定及び推進</td> <td>都市安全部 各対策項目担当部</td> </tr> <tr> <td>市民向け防災マップの活用</td> <td><input type="checkbox"/>市民向け防災マップの発行、広報たからづか誌面等を活用した各家庭・事業所における食料、水、生活必需品等非常時に備えた物資・機材の備蓄(3日分から1週間程度をめやすとする)の奨励 <input type="checkbox"/>市民向け防災マップの発行、広報たからづか誌面等を活用した事業所などにおける物資の確保についての奨励</td> <td>都市安全部</td> </tr> <tr> <td>備蓄物資の公表</td> <td><input type="checkbox"/>自助・共助の観点からの市民の平時からの備蓄の促進 <input type="checkbox"/>近隣自治体、民間事業者との連携や支援要請の効率化</td> <td>都市安全部</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当	地域ステーション等防災対策拠点における備蓄計画の策定及び推進	<input type="checkbox"/> 被災者の2日分相当量をめやすとして、地域ステーション該当施設、避難所等防災対策に関する拠点機能を果たす予定の施設における備蓄計画の策定及び推進	都市安全部 各対策項目担当部	市民向け防災マップの活用	<input type="checkbox"/> 市民向け防災マップの発行、広報たからづか誌面等を活用した各家庭・事業所における食料、水、生活必需品等非常時に備えた物資・機材の備蓄(3日分から1週間程度をめやすとする)の奨励 <input type="checkbox"/> 市民向け防災マップの発行、広報たからづか誌面等を活用した事業所などにおける物資の確保についての奨励	都市安全部	備蓄物資の公表	<input type="checkbox"/> 自助・共助の観点からの市民の平時からの備蓄の促進 <input type="checkbox"/> 近隣自治体、民間事業者との連携や支援要請の効率化	都市安全部
計画名	計画のあらまし	主担当																				
地域ステーション等防災対策拠点における備蓄計画の策定及び推進	<input type="checkbox"/> 被災者の2日分相当量をめやすとして、地域ステーション該当施設、避難所等防災対策に関する拠点機能を果たす予定の施設における備蓄計画の策定及び推進	都市安全部 各対策項目担当部																				
市民向け防災マップの活用	<input type="checkbox"/> 市民向け防災マップの発行、広報たからづか誌面等を活用した各家庭・事業所における食料、水、生活必需品等非常時に備えた物資・機材の備蓄(3日分から1週間程度をめやすとする)の奨励 <input type="checkbox"/> 市民向け防災マップの発行、広報たからづか誌面等を活用した事業所などにおける物資の確保についての奨励	都市安全部																				
計画名	計画のあらまし	主担当																				
地域ステーション等防災対策拠点における備蓄計画の策定及び推進	<input type="checkbox"/> 被災者の2日分相当量をめやすとして、地域ステーション該当施設、避難所等防災対策に関する拠点機能を果たす予定の施設における備蓄計画の策定及び推進	都市安全部 各対策項目担当部																				
市民向け防災マップの活用	<input type="checkbox"/> 市民向け防災マップの発行、広報たからづか誌面等を活用した各家庭・事業所における食料、水、生活必需品等非常時に備えた物資・機材の備蓄(3日分から1週間程度をめやすとする)の奨励 <input type="checkbox"/> 市民向け防災マップの発行、広報たからづか誌面等を活用した事業所などにおける物資の確保についての奨励	都市安全部																				
備蓄物資の公表	<input type="checkbox"/> 自助・共助の観点からの市民の平時からの備蓄の促進 <input type="checkbox"/> 近隣自治体、民間事業者との連携や支援要請の効率化	都市安全部																				
(2) 緊急調達体制の整備・強化			(2) 緊急調達体制の整備・強化																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿運輸局、神戸運輸監理部との連携</td> <td><input type="checkbox"/>近畿運輸局、神戸運輸監理部が設置する物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るための協議会との連携及び調達体制の確認</td> <td>都市安全部 近畿運輸局 神戸運輸管理部 県</td> </tr> <tr> <td>県からの調達に関する実施要領の作成</td> <td><input type="checkbox"/>県からの物資等の調達に関する手順等を統一化、実施要領の作成</td> <td>都市安全部</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当	近畿運輸局、神戸運輸監理部との連携	<input type="checkbox"/> 近畿運輸局、神戸運輸監理部が設置する物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るための協議会との連携及び調達体制の確認	都市安全部 近畿運輸局 神戸運輸管理部 県	県からの調達に関する実施要領の作成	<input type="checkbox"/> 県からの物資等の調達に関する手順等を統一化、実施要領の作成	都市安全部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿運輸局、神戸運輸監理部との連携</td> <td><input type="checkbox"/>近畿運輸局、神戸運輸監理部が設置する物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るための協議会との連携及び調達体制の確認</td> <td>都市安全部 近畿運輸局 神戸運輸管理部 県</td> </tr> <tr> <td>県からの調達に関する実施要領の作成</td> <td><input type="checkbox"/>県からの物資等の調達に関する手順等を統一化、実施要領の作成</td> <td>都市安全部</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当	近畿運輸局、神戸運輸監理部との連携	<input type="checkbox"/> 近畿運輸局、神戸運輸監理部が設置する物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るための協議会との連携及び調達体制の確認	都市安全部 近畿運輸局 神戸運輸管理部 県	県からの調達に関する実施要領の作成	<input type="checkbox"/> 県からの物資等の調達に関する手順等を統一化、実施要領の作成	都市安全部			
計画名	計画のあらまし	主担当																				
近畿運輸局、神戸運輸監理部との連携	<input type="checkbox"/> 近畿運輸局、神戸運輸監理部が設置する物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るための協議会との連携及び調達体制の確認	都市安全部 近畿運輸局 神戸運輸管理部 県																				
県からの調達に関する実施要領の作成	<input type="checkbox"/> 県からの物資等の調達に関する手順等を統一化、実施要領の作成	都市安全部																				
計画名	計画のあらまし	主担当																				
近畿運輸局、神戸運輸監理部との連携	<input type="checkbox"/> 近畿運輸局、神戸運輸監理部が設置する物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るための協議会との連携及び調達体制の確認	都市安全部 近畿運輸局 神戸運輸管理部 県																				
県からの調達に関する実施要領の作成	<input type="checkbox"/> 県からの物資等の調達に関する手順等を統一化、実施要領の作成	都市安全部																				

現 計 画 (変更前)			新 計 画 案 (変更後)														
(仮称) 寝具類に関するリース協力協定の締結	<input type="checkbox"/> 避難所等で必要となる寝具(毛布、ふとん)類についてのリース業者との協定の締結	都市安全部	寝具類に関するリース協力協定の締結	<input type="checkbox"/> 避難所等で必要となる寝具(毛布、ふとん)類についてのリース業者との協定の締結	都市安全部												
共同炊事(炊き出し)用燃料・器材調達協力協定締結の推進	<input type="checkbox"/> 被災者自身及び支援者による共同炊事(炊き出し)を支援するための調理器材、燃料の確保に関するプロパンガス協会等との協定の締結 <input type="checkbox"/> 協力協定に基づく、プロパンガス協会等との非常時における連絡・供給方法等の実施計画の作成	都市安全部	共同炊事(炊き出し)用燃料・器材調達協力協定締結の推進	<input type="checkbox"/> 被災者自身及び支援者による共同炊事(炊き出し)を支援するための調理器材、燃料の確保に関するプロパンガス協会等との協定の締結 <input type="checkbox"/> 協力協定に基づく、プロパンガス協会等との非常時における連絡・供給方法等の実施計画の作成	都市安全部												
食糧、生活物資調達・供給協力協定締結の推進	<input type="checkbox"/> 食糧、生活物資の調達や確保に関する流通業者、製造業者との締結の推進による協定企業の充実 <input type="checkbox"/> 協力協定に基づく協定企業との非常時の調達・供給方法等の実施計画の作成	都市安全部	食糧、生活物資調達・供給協力協定締結の推進	<input type="checkbox"/> 食糧、生活物資の調達や確保に関する流通業者、製造業者との締結の推進による協定企業の充実 <input type="checkbox"/> 協力協定に基づく協定企業との非常時の調達・供給方法等の実施計画の作成	都市安全部												
物資輸送協力協定締結の推進	<input type="checkbox"/> 食糧、生活物資等の効率的な配送に関する運送業者との締結の推進による協定企業の充実 <input type="checkbox"/> 協力協定に基づく協定企業との非常時の連絡・調整方法等の実施計画の作成	都市安全部	物資輸送協力協定締結の推進	<input type="checkbox"/> 食糧、生活物資等の効率的な配送に関する運送業者との締結の推進による協定企業の充実 <input type="checkbox"/> 協力協定に基づく協定企業との非常時の連絡・調整方法等の実施計画の作成	都市安全部												
			国物資調達システムの操作習熟	<input type="checkbox"/> 平時から同システムの操作訓練・備蓄物資のデータ更新を行い、円滑に運用できる体制の整備	都市安全部												
<p>第7節 災害時における教育対策の環境整備</p> <p>1 略</p> <p>2 基本方針</p> <p>災害時における教育対策の環境整備について以下のとおり総合的に進める。</p> <p>第1に、大規模災害時を想定した教職員用初動マニュアルの策定</p> <p>第2に、災害時を想定したカリキュラムの策定</p> <p>第3に、PTA等関係者、団体及び事業所との協力計画の策定</p> <p>第4に、こころのケアに関する研究及び習熟</p>			<p>第7節 災害時における教育対策の環境整備</p> <p>1 略</p> <p>2 基本方針</p> <p>災害時における教育対策の環境整備について以下のとおり総合的に進める。</p> <p>第1に、大規模災害時を想定した教職員用初動マニュアルの策定</p> <p>第2に、災害時を想定したカリキュラムの策定</p> <p>第3に、PTA等関係者、団体及び事業所との協力計画の策定</p> <p>第4に、こころのケアに関する研究及び習熟</p> <p>第5に、国や県の方針に基づき、震災・学校支援チーム(EARTH)や被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST)との連携体制の確保</p>														
(新設)			<p>3 計画</p> <p>(5) 支援チーム等との連携体制の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援チーム等との連携による迅速な支援体制の構築</td> <td><input type="checkbox"/>震災・学校支援チーム(EARTH)や被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST)の派遣要請手順及び受け入れ体制の構築</td> <td>教育部</td> </tr> </tbody> </table>			計画名	計画のあらまし	主担当	支援チーム等との連携による迅速な支援体制の構築	<input type="checkbox"/> 震災・学校支援チーム(EARTH)や被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST)の派遣要請手順及び受け入れ体制の構築	教育部						
計画名	計画のあらまし	主担当															
支援チーム等との連携による迅速な支援体制の構築	<input type="checkbox"/> 震災・学校支援チーム(EARTH)や被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST)の派遣要請手順及び受け入れ体制の構築	教育部															
<p>第4章 市民主体の地域防災力向上</p> <p>第1節 地域・組織の充実・強化</p> <p>3 計画</p> <p>(5) 地域の防災力を高めるための地域住民の主体的な取り組みの推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区防災計画、地域版防災マップの作成</td> <td><input type="checkbox"/>各地域住民が主体となって作成する「地区防災計画」や「地域版防災マップ」の作成促進及び作成支援制度の整備</td> <td>都市安全部 関係部</td> </tr> </tbody> </table>			計画名	計画のあらまし	主担当	地区防災計画、地域版防災マップの作成	<input type="checkbox"/> 各地域住民が主体となって作成する「地区防災計画」や「地域版防災マップ」の作成促進及び作成支援制度の整備	都市安全部 関係部	<p>第4章 市民主体の地域防災力向上</p> <p>第1節 地域・組織の充実・強化</p> <p>3 計画</p> <p>(5) 地域の防災力を高めるための地域住民の主体的な取り組みの推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区防災計画、地域版防災マップの作成</td> <td><input type="checkbox"/>各地域住民が主体となって作成する「地区防災計画」や「地域版防災マップ」の作成促進及び作成支援制度の整備</td> <td>都市安全部 関係部</td> </tr> </tbody> </table>			計画名	計画のあらまし	主担当	地区防災計画、地域版防災マップの作成	<input type="checkbox"/> 各地域住民が主体となって作成する「地区防災計画」や「地域版防災マップ」の作成促進及び作成支援制度の整備	都市安全部 関係部
計画名	計画のあらまし	主担当															
地区防災計画、地域版防災マップの作成	<input type="checkbox"/> 各地域住民が主体となって作成する「地区防災計画」や「地域版防災マップ」の作成促進及び作成支援制度の整備	都市安全部 関係部															
計画名	計画のあらまし	主担当															
地区防災計画、地域版防災マップの作成	<input type="checkbox"/> 各地域住民が主体となって作成する「地区防災計画」や「地域版防災マップ」の作成促進及び作成支援制度の整備	都市安全部 関係部															

現 計 画 (変更前)	新 計 画 案 (変更後)											
<p>第6章 地区防災計画</p> <p>2節 各地区における地区防災計画</p> <p>3 各地区における地区防災計画</p> <p>(1)「中山台コミュニティ」地区防災計画</p> <p>ア 計画の名称</p> <p>_____中山台コミュニティ地区防災計画</p> <p>イ 活動の基本方針 <u>及び目標</u></p> <p><u>大規模災害が発生して、ライフラインが停止した状況下でも、地域が一体となって、発災からの一週間を自分たちで生き延びることができることを目標とする。</u></p> <p>ウ 計画の対象範囲(範囲)</p> <p><u>宝塚市立中山五月台中学校区(中山台コミュニティエリア)の全住民</u></p> <p>エ 活動主体</p> <p><u>中山台コミュニティ</u></p> <p>オ 活動団体</p> <p><u>自治会を中心に中山台コミュニティ運営委員会活動部会や様々な住民団体が構成する。</u></p> <p>カ 地区の特性</p> <p><u>高齢化率が高く、山間部を削って開発した坂の多い住宅地である。また、土砂災害(特別)警戒区域も広範囲に存在している。</u></p> <p>キ 対象とする災害</p> <p><u>地震及び土砂災害</u></p> <p>ク 主な活動計画</p> <table border="1" data-bbox="168 1244 958 1468"> <tr> <td>平常時の取組</td> <td>防災委員会の設立</td> <td>・コミュニティ役員と各自治会の防災担当者で構成。 ・コミュニティエリアにおける防災の各取組を推進する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災意識の普及啓発</td> <td>・地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要と考え、自治会エリアごとに防災知識の普及や啓発活動を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災訓練の実施</td> <td>・自治会エリアごとに防災訓練を実施する。 ・コミュニティエリア内の指定避難所開設運営訓練等</td> </tr> </table>	平常時の取組	防災委員会の設立	・コミュニティ役員と各自治会の防災担当者で構成。 ・コミュニティエリアにおける防災の各取組を推進する。		防災意識の普及啓発	・地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要と考え、自治会エリアごとに防災知識の普及や啓発活動を行う。		防災訓練の実施	・自治会エリアごとに防災訓練を実施する。 ・コミュニティエリア内の指定避難所開設運営訓練等	<p><u>感震ブレーカーの普及促進</u></p>	<p><u>□大規模地震発生時における電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの設置普及を促進</u></p>	<p>消防部 都市安全部</p>
平常時の取組	防災委員会の設立	・コミュニティ役員と各自治会の防災担当者で構成。 ・コミュニティエリアにおける防災の各取組を推進する。										
	防災意識の普及啓発	・地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要と考え、自治会エリアごとに防災知識の普及や啓発活動を行う。										
	防災訓練の実施	・自治会エリアごとに防災訓練を実施する。 ・コミュニティエリア内の指定避難所開設運営訓練等										
<p>第6章 地区防災計画</p> <p>第2節 各地区における地区防災計画</p> <p>3 各地区における地区防災計画</p> <p>(1)「中山台コミュニティ」地区防災計画</p> <p>ア 計画の名称</p> <p><u>宝塚市中山台コミュニティ地区防災計画</u></p> <p>イ 活動の基本方針 _____</p> <p><u>地区のみならず助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めるため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「中山台コミュニティ地区防災計画」を定める。平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていく。</u></p> <p>ウ 計画の対象範囲(範囲)</p> <p><u>宝塚市中山台小学校区(中山台コミュニティ_____)に居住する全住民</u></p> <p>エ 活動主体及び活動団体</p> <p><u>中山台コミュニティ防災委員会</u></p> <p><u>中山台地区自治会(中山台、中山桜台、中山五月台、中山桜台7丁目、中山ヒルズ、中山五月台6丁目、中山五月台7丁目、ラヴェニール、ツウイング壱番館、ツウイング貳番館)の自主防災会、中山台コミュニティ代表役員(会長、常任評議員長、運営委員長、中山台コミュニティセンター長、災害対策委員長、総務部長)</u></p> <p>オ 地区の特性</p> <p><u>山間部を開発した住宅地のため、地域内の高低差が大きく、一部土砂災害警戒区域もある。生活のための移動手段はバスや自家用車に依存している。約6,000世帯、約13,000人が暮らし、人口構成としては65歳以上の高齢化率が約41%で、自治会への加入率も59%と低く、特に高齢者の移動手段や住民同士での助け合いが求められる。</u></p> <p>カ 対象とする災害</p> <p><u>地震、大型台風や豪雨等による土砂災害等</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>キ 主な活動計画</p> <table border="1" data-bbox="1176 1244 1915 1468"> <tr> <td rowspan="2">平常時の取組</td> <td>防災・減災意識の啓発</td> <td><u>コミュニティや各自治会の会報誌の配布や資料の回覧、講習会などを利用して、住宅耐震補強・家具の転倒防止対策・家庭内備蓄などを促す。</u></td> </tr> <tr> <td>防災訓練の実施</td> <td><u>各自治会は、それぞれの規定にあわせて安否確認や避難訓練など随時防災訓練を実施する。一方、コミュニティ防災委員会は、コミュニティ全体の防災訓練を</u></td> </tr> </table>	平常時の取組	防災・減災意識の啓発	<u>コミュニティや各自治会の会報誌の配布や資料の回覧、講習会などを利用して、住宅耐震補強・家具の転倒防止対策・家庭内備蓄などを促す。</u>	防災訓練の実施	<u>各自治会は、それぞれの規定にあわせて安否確認や避難訓練など随時防災訓練を実施する。一方、コミュニティ防災委員会は、コミュニティ全体の防災訓練を</u>							
平常時の取組		防災・減災意識の啓発	<u>コミュニティや各自治会の会報誌の配布や資料の回覧、講習会などを利用して、住宅耐震補強・家具の転倒防止対策・家庭内備蓄などを促す。</u>									
	防災訓練の実施	<u>各自治会は、それぞれの規定にあわせて安否確認や避難訓練など随時防災訓練を実施する。一方、コミュニティ防災委員会は、コミュニティ全体の防災訓練を</u>										

現 計 画 (変更前)			新 計 画 案 (変更後)		
		を可能な限り年に一回程度実施する。			年一回実施する。
	防災資器材の整備・点検	・地区や指定避難所で防災資器材を日頃より整備し点検を行い、すぐに使用できる状態で保管する。		防災資器材の点検・整備	各自治会は、自治会ごとの資機材リストを作成し、点検する。防災委員会は、コミュニティの防災倉庫を管理する。また、指定避難所に保管される資機材についても、管理する。
	飲料水兼用耐震性貯水槽の鍵の管理	・コミュニティで水出しマニュアルとともに補完する。		飲料水兼用耐震性貯水槽の鍵の管理	宝塚市東消防署中山台出張所、中山台コミュニティセンターで水出しマニュアルとともに保管する。
	情報伝達網の構築	・中山台各地区組織間の情報連絡網を整備する。 ・すみれ防災スピーカーの活用。 ・情報伝達手段はあらゆる方法を使用する。			
災害時の取組	災害対策総本部の立ち上げ	・総本部は、中山台コミュニティセンター（使用不能の場合は、中山五月台中学校）に置き、宝塚市に通知する。 ・総本部は、中山台コミュニティ会長を本部長とし、各自治会、コミュニティ運営委員会の委員などで構成する。総本部には活動組織を置く。 ・災害情報、安否情報、支援情報等の確認を実施。 ・自主防災組織などと連携する。 ・宝塚市との連絡窓口となる。	災害時の取組	本部の立ち上げ	発災時、可及的速やかに中山台コミュニティセンターに集合し、「中山台コミュニティ災害対策総本部」を同センター或いは中山五月台中学校に置く。総本部は、中山台コミュニティ会長が総本部長となり、運営委員長、常任評議委員長、センター長、および災害対策活動部長で構成する。
	各自治会エリア防災組織の活動	・避難者同士の安全確認を実施 ・災害対策本部へ集約する。 ・避難所への誘導を主導する。 ・状況に応じて安否確認名簿及び避難先名簿を作成する。		避難所への誘導	自治会を中心にマンション管理組合、自主防災会などで設けた自主防災組織などが災害対策本部を立ち上げる。そして、避難所が開設された場合、状況に応じて避難所への誘導を主導する。
	避難所開設	・宝塚市地域防災計画に基づきエリア内の指定避難所を開設する。 ・総本部・自治会エリア・避難者が協力して避難所運営を行う。 ・在宅避難者の要請を可能な限り集約し、総本部に連絡する。 ・各自治会エリアで在宅避難者分の物資の受け取りを行う。 ・必要に応じて飲料用兼用耐震性貯水槽の飲料水を使用できるようにする。		給食・給水活動	地区では最低 3 日間の水や食料備蓄を提唱。また、公共機関と連携して供給された非常食を配市する。飲料水は一小受水槽からの給水が可能。
避難行動要支援者（災害時要援護者）等への支援	避難行動要支援者の支援体制の構築	・民生委員・児童委員などを中心に地域と連携して行う。	避難行動要支援者（災害時要援護者）等への支援	安否確認	宝塚市の「災害時要援護者支援制度」に則り、民生児童委員を中心に、安否確認を実施する。各自主防災組織等は、その状況に応じて、当該支援制度に登録し、民生児童委員と協力して活動する。
				避難誘導活動	状況次第で迅速に安全な場所への移動を支援し、必要に応じて消防、警察に連絡する。
			その他	地区の生活維持および在宅避難者への対応	各自治会は、在宅避難者の支援物資受取りの要請を可能な限り把握し、その要請の避難所への提出を促すと共に、集約して総本部に連絡する。在宅避難者の支援物資の受取りは、各自治会が受取りの方法を別途定めて行う。

現 計 画 (変更前)	新 計 画 案 (変更後)														
<p>(3)「宝塚第一小学校区」地区防災計画</p> <p>ア 計画の名称 宝塚第一小学校区地区防災計画</p> <p>イ 活動の基本方針 <u>平常時から備えの充実を図り、災害が発生した場合には自助・共助を確実に実行するため、地区住民が自発的に助け合って救出・救助活動を行い、自分たちのまちは自分たちで守るという心構えで、地区防災力を高めることを目的とする。</u></p> <p>ウ 計画の対象範囲（領域） 宝塚第一小学校区</p> <p>エ 活動主体及び活動団体 宝塚第一小学校区まちづくり協議会</p> <div data-bbox="168 518 981 922" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【自治会】 アジュール宝塚南口管理組合、クリアシティ宝塚南口、ザ・宝塚タワー、逆瀬川、寿楽荘、新寿楽荘、ダイヤパレス宝塚月見山、宝塚、宝塚南口、長寿ガ丘、月見台、月見山、月見山2丁目、デ・リード宝塚リバービュー、中州、中州1丁目、中州園、西逆瀬川、野上1丁目、宝松苑、<u>宝塚宝南</u>、宝南第一、宝梅、武庫山、<u>武庫山1丁目</u>、メロディーハイム宝塚、紅葉ガ丘</p> <p>【管理組合】 アズ・マリオン・レーソル、<u>イトーピア逆瀬川ガーデンフラッツ</u>、<u>ヴィローゼ宝塚南口</u>、<u>グランプレイズ宝塚南口</u>、コスモ宝塚武庫山、コスモヒルズ宝塚武庫山、サンピオラ1番館、宝塚パインクレスト、宝塚南口アーバンライフ、藤和宝塚ホームズ・ヴィオレ、藤和宝塚武庫山ホームズ、藤和ライプタウン宝塚、ヌーヴェル・ヴァーグ宝塚、ルモン宝塚南口</p> <p>【学校（園）】 宝塚第一小学校、宝梅中学校、光ガ丘中学校、甲子園大学地域連携支援センター、宝塚武庫山幼稚園、宝塚南口幼稚園</p> </div> <p>オ 地区の特性 <u>六甲山東端の山麓部から武庫川までの緩い傾斜地に家屋が多く、山麓部に近い地域では土砂災害危険区域に指定されている場所がある。過去の災害で集中豪雨により周辺地域が浸水したことがある。</u></p> <p>カ 対象とする災害 <u>風水害 土砂災害 地震 火災</u></p> <p>キ 主な活動計画</p> <table border="1" data-bbox="168 1193 1030 1436"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">平常時の取組</td> <td style="width: 15%;">防災知識の普及啓発</td> <td style="width: 70%;">・地区住民に家庭内備蓄のチェックリスト等を参考に<u>防災知識の普及や啓発活動を実施。</u></td> </tr> <tr> <td>地区の安全点検</td> <td>・地区の危険箇所や防災上問題のある場所を確認し、<u>改善のための働きかけを実施。</u></td> </tr> <tr> <td>防災資器材の整備</td> <td>・各地区で管理している防災資器材の点検・整備を行い、<u>取扱いの確認を実施。</u></td> </tr> </table>	平常時の取組	防災知識の普及啓発	・地区住民に家庭内備蓄のチェックリスト等を参考に <u>防災知識の普及や啓発活動を実施。</u>	地区の安全点検	・地区の危険箇所や防災上問題のある場所を確認し、 <u>改善のための働きかけを実施。</u>	防災資器材の整備	・各地区で管理している防災資器材の点検・整備を行い、 <u>取扱いの確認を実施。</u>	<p>(3)「宝塚第一小学校区」地区防災計画</p> <p>ア 計画の名称 宝塚第一小学校区地区防災計画</p> <p>イ 活動の基本方針 <u>「地域ぐるみの協力的体制」と「自分たちの地区は自分たちで守る」を地域防災活動の指針として、平常時から備えの充実を図り、災害が発生した時には自助・共助を確実に実行できるよう日頃から地域住民の防災意識と連帯意識の啓発に取組む。</u></p> <p>ウ 計画の対象範囲（領域） 宝塚第一小学校区</p> <p>エ 活動主体及び活動団体 宝塚第一小学校区まちづくり協議会</p> <div data-bbox="1176 518 1989 922" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【自治会】 長寿ガ丘、月見台、月見山、月見山2丁目、デ・リード宝塚リバービュー、紅葉ガ丘、<u>宝塚</u>、<u>武庫山</u>、<u>武庫山2丁目</u>、宝塚南口、寿楽荘、宝松苑、野上1丁目、宝南第一、宝梅、<u>西逆広中州園</u>、中州、中州1丁目、<u>アジュール宝塚</u>、<u>ダイヤパレス月見山</u>、<u>ヴィローゼ宝塚南口</u>、メロディーハイム宝塚</p> <p>【管理組合】 アズ・マリオン・レーソル、グランプレイズ宝塚南口、コスモ宝塚武庫山、コスモヒルズ宝塚武庫山、サンピオラ1番館、宝塚パインクレスト、宝塚南口アーバンライフ、藤和宝塚ホームズ・ヴィオレ、藤和宝塚武庫山ホームズ、藤和ライプタウン宝塚、ヌーヴェル・ヴァーグ宝塚、ルモン宝塚南口</p> <p>【学校園】 宝塚第一中学校、宝梅中学校、光ガ丘中学校、甲子園大学、武庫山幼稚園、宝塚南口幼稚園</p> <p>【その他】 <u>民生児童委員、逆瀬川地域包括センター、一小校区防災リーダーの会</u></p> </div> <p>オ 地区の特性 <u>平地部から六甲山系に繋がる傾斜地を擁し、高低差100mの起伏に富んだ地域に23,000人が暮らす。山麓部に近い地域では土砂災害危険区域に指定された場所が数カ所ある。武庫川沿いの地域では集中豪雨による浸水被害も予想される。</u></p> <p>カ 対象とする災害 <u>地震、台風・豪雨による(浸水、土砂災害)、山火事</u>のリスク</p> <p>キ 主な活動計画</p> <table border="1" data-bbox="1176 1193 2027 1436"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">平常時の取組</td> <td style="width: 15%;">防災知識の普及・啓発</td> <td style="width: 70%;">地区防災委員会開催(年3回)と防災訓練実施 家庭内備蓄の推進や防災知識の普及、啓発活動を実施している。</td> </tr> <tr> <td>地区の安全点検及び火災予防</td> <td>地域の災害時における危険箇所は防災マップに表示。危険箇所や防災上問題のある場所を確認しており、改善の為に働きかけをしている。</td> </tr> <tr> <td>防災資器材の点検・整備</td> <td>指定避難所の一小体育館2階、まち協防災意庫に保管。各自治会においては防災器材の整備点検を其々で実施している。</td> </tr> </table>	平常時の取組	防災知識の普及・啓発	地区防災委員会開催(年3回)と防災訓練実施 家庭内備蓄の推進や防災知識の普及、啓発活動を実施している。	地区の安全点検及び火災予防	地域の災害時における危険箇所は防災マップに表示。危険箇所や防災上問題のある場所を確認しており、改善の為に働きかけをしている。	防災資器材の点検・整備	指定避難所の一小体育館2階、まち協防災意庫に保管。各自治会においては防災器材の整備点検を其々で実施している。
平常時の取組		防災知識の普及啓発	・地区住民に家庭内備蓄のチェックリスト等を参考に <u>防災知識の普及や啓発活動を実施。</u>												
		地区の安全点検	・地区の危険箇所や防災上問題のある場所を確認し、 <u>改善のための働きかけを実施。</u>												
	防災資器材の整備	・各地区で管理している防災資器材の点検・整備を行い、 <u>取扱いの確認を実施。</u>													
平常時の取組	防災知識の普及・啓発	地区防災委員会開催(年3回)と防災訓練実施 家庭内備蓄の推進や防災知識の普及、啓発活動を実施している。													
	地区の安全点検及び火災予防	地域の災害時における危険箇所は防災マップに表示。危険箇所や防災上問題のある場所を確認しており、改善の為に働きかけをしている。													
	防災資器材の点検・整備	指定避難所の一小体育館2階、まち協防災意庫に保管。各自治会においては防災器材の整備点検を其々で実施している。													

現 計 画 (変更前)			新 計 画 案 (変更後)		
	防災訓練	・地区住民の積極的な参加を呼びかけ、自治会、自主防災会、管理組合ごとに訓練を実施すると共に規模の大きい訓練は第一小学校区で実施する。		防災訓練	年1回開催しており、地区住民の参加を呼び掛けている。大規模な防災訓練は第一小学校区で実施している。各自治会、各管理組合も各々のやり方で防災訓練は行われている。
災害時の取組	情報収集・伝達	・公共機関などから正しい情報を収集し、地区の被災状況、火災発生状況を取りまとめ、防災機関への報告を実施。	災害時の取組	情報収集・伝達活動	地区防災委員、地区防災士会との連携を通じて、公共機関やマスコミから情報を入手して、地区の被災状況、火災発生状況を取りまとめて防災機関への報告を実施。
	救出・救助活動	・自分自身が怪我をしないよう注意しながら、地区住民で協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を実施。		初期消火活動	火災発生時、延焼拡大を防ぐために初期消火活動を実施。住宅地横に武庫山の森が隣接しており、焚火などの違法行為に対し注意喚起を徹底する。
	初期消火活動	・火災発生時、延焼拡大を防ぐため、初期消火活動を実施。		救出・救護活動	医師の手当が受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして救護所へ搬送する。
	医療救護活動	・医師の手当が受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送する。		避難誘導活動	地区住民に対し日頃から安全な避難場所の確認を依頼、災害発生時には安全な場所へ誘導する。
	避難誘導活動	・地区住民を安全な避難場所などへ誘導する。		給食・給水活動	地区では最低3日間の水や食料備蓄を提唱。また、公共機関と連携して供給された非常食を配布する。飲料水は一小受水槽からの給水が可能。
	給食・給水活動	・地区に必要な物資を把握し、公共機関と連携して、供給された非常食を必要に応じて炊き出し等を実施する。			
避難行動要支援者(災害時要援護者)等への支援	避難行動要支援者の支援体制の構築	・避難経路等の障害物や危険箇所を点検し防災環境の整備を実施。 ・避難行動要支援者の誘導を実施。 ・災害時に円滑に支援ができるように平常時から積極的に隣近所とのコミュニケーションを図る。	避難行動要支援者(災害時要援護者)等への支援	避難行動要支援者の支援体制の構築	避難経路等の障害物や危険箇所を点検して防災環境の整備を実施。災害時に円滑に支援できるように平常時から積極的に隣近所とのコミュニケーションの深耕を図る。
その他	防災マップの作成	・地区の災害危険箇所の掲載。 ・各自治会・管理組合は、総会や役員会を通じて、地区住民に災害に関する認識を深める。	その他	防災マップの作成	地区の危険場所を防災マップに掲載。各自治会、管理組合は総会や役員会を通じて地区住民に災害に対する認識を深めている。現在、まち協でデジタルマップの作成に取組中。
				避難者カード(世帯単位)の事前作成	各自治会には作成を呼び掛けており、既に取り組んでいる自治会もある。

(新設)

(11)「小浜小学校区」地区防災計画

ア 計画の名称

小浜小学校区地区防災計画

イ 活動の基本方針

まちづくり協議会の共助の役割を明確にし、効果のある防災活動を継続的に実施していく

ウ 計画の対象範囲(範囲)

小浜小学校区に居住するすべての住民

エ 活動主体及び活動団体

小浜小学校区まちづくり協議会

(構成団体名)

8自治会(向月町、小浜、泉町南、南売布住宅、星の荘住宅、米谷東、泉町南、安倉北荘園)、本部、理事会

現 計 画 (変更前)

新 計 画 案 (変更後)

第3部 災害応急対策計画
 第1章 非常時活動体制に関する基本指針
 第1節 風水害の警戒及び非常時活動体制
 2 気象予報発表時における初動対応
 (2) 防災関連情報の収集・伝達上の役割分担、手順等のめやす

区分	責任担当部	入手先	手順・通報基準等
気象警報	災対都市安全部 災対消防部	神戸地方気象台 フェニックス防災システム 河川情報センター インターネット	(1) 勤務時間中に大雨、洪水、暴風等注意報・警報が発せられたとき全庁放送 (2) 勤務時間外に大雨、洪水、暴風等の警報が発せられたとき関係職員に通報
水防警報	災対都市安全部	宝塚土木事務所 フェニックス防災システム 河川情報センター	(1) 第1号待機(事態の推移に応じて直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの) (2) 第2号待機(水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの) (3) 第3号出動(水防活動に出動させるもの) (4) 第4号解除(水防活動を終了させるもの)

オ 地区の特性
なだらかな平地に住宅が密集している、交通に便利なベッドタウン

カ 対象とする災害
地震、水害、がけ崩れ

キ 主な活動計画

平常時の取組	年に一度の防災訓練を企画・実行していくことで、地区内のリスクを確認し、具体的な対策に結び付けていく。一方、まち協の活動主体(自治会など)に所属しない住民が7割以上いる。その現状を踏まえ、全住民を対象とした防災訓練の広報・声掛けを通して、防災意識の啓発・向上の拡大に努めていく。
災害時の取組	8自治会と本部・避難所をトランシーバーで結ぶことによって、災害時でも迅速に連絡を取り合うことができ、地区内で起きている事態を正確に把握することができる。また避難所に派遣される市の職員と緊密に連絡を取り合うことで、行政(市・県・国)からの情報を正確・迅速に把握でき、また地区側の情報も伝えることができる。
避難行動要支援者(災害時要援護者)等への支援	小浜まち協の理事会に所属する福祉部や青少年部、民生児童委員や補導委員、協力団体である社会福祉協議会や地域包括支援センターが、地域に密着する自治会と共同で災害時要援護者の支援を検討していく。

第3部 災害応急対策計画
 第1章 非常時活動体制に関する基本指針
 第1節 風水害の警戒及び非常時活動体制
 2 気象予報発表時における初動対応
 (2) 防災関連情報の収集・伝達上の役割分担、手順等のめやす

区分	責任担当部	入手先	手順・通報基準等
気象警報	災対都市安全部 災対消防部	神戸地方気象台 フェニックス防災システム 河川情報センター インターネット	(1) 勤務時間中に大雨、洪水、暴風等注意報・警報が発せられたとき全庁放送 (2) 勤務時間外に大雨、洪水、暴風等の警報が発せられたとき関係職員に通報
水防警報	災対都市安全部	宝塚土木事務所 フェニックス防災システム 河川情報センター	(1) 第1号待機(事態の推移に応じて直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの) (2) 第2号待機(水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの) (3) 第3号出動(水防活動に出動させるもの) (4) 第4号解除(水防活動を終了させるもの)

現 計 画 (変更前)			
雨量情報	災対都市安全部 災対消防部	神戸地方気象台 六甲砂防事務所 フェニックス防災システム 河川情報センター 雨量計集中監視システム	(1) 1時間雨量が20mm以上となったとき通報する。 (2) 以降10mmを越えるごとに、総雨量と併せて通報する。 (3) 総雨量100mmとなったとき通報する。 (4) 以後適宜通報する。
水位情報	災対都市安全部 災対消防部	宝塚土木事務所 三田業務所 河川情報センター フェニックス防災システム	(1) 水防団待機水位に達したとき。 (2) 以降通報水位を下がるまで間、1時間毎の水位 (3) 氾濫注意水位に達したとき。 (4) 氾濫注意水位を下がったとき。 (5) 水防団待機水位を下がったとき。
地震情報	災対都市安全部 災対消防部	神戸地方気象台 フェニックス防災システム 河川情報センター インターネット	(1) 市域に震度4以上の地震発生が報ぜられたとき。 (2) 県内市町、隣接市区町及び協定締結市町に震度6弱以上の地震発生が報ぜられたとき。
生活関連施設情報	災対都市安全部 災対企画経営部 災対上下水道局	各生活関連施設 所管部・機関 過去の復旧事例等の文献資料	(1) 情報を1か所に集約するとともに市民向け窓口を開設 (被災者総合支援センター) (2) 可能な限り担当者の派遣を要請
他区市町村情報	災対企画経営部	インターネット 県・他区市町村	(1) 可能な限り一次情報を収集 (2) テレビ・ラジオによる情報は、情報収集上の補充情報とする。

4 警戒対策要員の確保
(2) 防災指令
1) 防災指令の発令
ア 市長は、災害の規模、想定される対策の種類等により、必要な防災体制をとるため、各部の長に対し、以下の表に示す5種の区分により防災指令を発令する。
なお、市長は、特定の部に対し区分の異なる防災指令を発令することができるものとする。
イ 危機管理監は、特に夜間・休日等に災害が発生し、かつ人的被害軽減のため迅速な対応を行う必要があると認めるときは、本部指揮所及び必要と認める地区における各現地連絡所班を編成し初期応急活動を行わせるとともに、必要な防災指令の発令について市長に対し進言する。

区分	防災指令の発令基準
----	-----------

新 計 画 案 (変更後)			
雨量情報	災対都市安全部 災対消防部	神戸地方気象台 六甲砂防事務所 フェニックス防災システム 河川情報センター 雨量計集中監視システム	(1) 1時間雨量が20mm以上となったとき通報する。 (2) 以降10mmを越えるごとに、総雨量と併せて通報する。 (3) 総雨量100mmとなったとき通報する。 (4) 以後適宜通報する。
水位情報	災対都市安全部 災対消防部	宝塚土木事務所 三田業務所 河川情報センター フェニックス防災システム	(1) 水防団待機水位に達したとき。 (2) 以降通報水位を下がるまで間、1時間毎の水位 (3) 氾濫注意水位に達したとき。 (4) 氾濫注意水位を下がったとき。 (5) 水防団待機水位を下がったとき。
地震情報	災対都市安全部 災対消防部	神戸地方気象台 フェニックス防災システム 河川情報センター インターネット	(1) 市域に震度4以上の地震発生が報ぜられたとき。 (2) 県内市町、隣接市区町及び協定締結市町に震度6弱以上の地震発生が報ぜられたとき。
生活関連施設情報	災対都市安全部 災対企画経営部 災対上下水道局	各生活関連施設 所管部・機関 過去の復旧事例等の文献資料	(1) 情報を1か所に集約するとともに市民向け窓口を開設 (被災者総合支援センター) (2) 可能な限り担当者の派遣を要請
他区市町村情報	災対企画経営部	インターネット 県・他区市町村	(1) 可能な限り一次情報を収集 (2) テレビ・ラジオによる情報は、情報収集上の補充情報とする。
道路・その他指定公共機関関連情報	災対都市安全部	新総合防災情報システム(SOBO-WEB)	(1) <u>可能な限り一次情報を収集</u> (2) <u>県内市町、隣接市区町及び協定締結市町に震度6弱以上の地震発生が報ぜられたとき。</u>

4 警戒対策要員の確保
(2) 防災指令
1) 防災指令の発令
ア 市長は、災害の規模、想定される対策の種類等により、必要な防災体制をとるため、各部の長に対し、以下の表に示す5種の区分により防災指令を発令する。
なお、市長は、特定の部に対し区分の異なる防災指令を発令することができるものとする。
イ 危機管理監は、特に夜間・休日等に災害が発生し、かつ人的被害軽減のため迅速な対応を行う必要があると認めるときは、本部指揮所及び必要と認める地区における各現地連絡所班を編成し初期応急活動を行わせるとともに、必要な防災指令の発令について市長に対し進言する。

区分	防災指令の発令基準
----	-----------

現 計 画 (変更前)			新 計 画 案 (変更後)		
待機指令	自宅待機	1 大雨、洪水、強風、その他の注意報が発表され、今後気象警報発表等への進展が予測されるとき 2 市域が、今後台風の影響下となることが予測されるとき 3 その他、水防及び災害対策の実施に備え気象状況等の変化に注意を必要とするとき	待機指令	自宅待機	1 大雨、洪水、強風、その他の注意報が発表され、今後気象警報発表等への進展が予測されるとき 2 市域が、今後台風の影響下となることが予測されるとき 3 その他、水防及び災害対策の実施に備え気象状況等の変化に注意を必要とするとき
	連絡員待機	1 大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、今後の気象状況に警戒を要するとき 2 気象情報等から、今後状況の推移によっては災害警戒本部の設置が必要と認められたとき		連絡員待機	<u>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震調査中・警戒）を受けたとき</u> 2 大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、今後の気象状況に警戒を要するとき 3 気象情報等から、今後状況の推移によっては災害警戒本部の設置が必要と認められたとき
警戒指令	第1警戒体制	1 大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、水害危険予想箇所及びその他の地域の巡視等による警戒を必要とするとき（台風の接近、又は予報値が時間雨量20mm若しくは連続雨量100mmを超えるとき等をめやすとする） 2 武庫川の水位が「水防団待機水位（通報水位）」に達し、今後「氾濫注意水位（警戒水位）」まで上昇が見込まれるとき 3 県において水防指令が発令されたとき（状況に応じ防災指令1～3号を発令（第1号～第3号配備体制）する※）	警戒指令	第1警戒体制	<u>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を受けたとき</u> 2 大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、水害危険予想箇所及びその他の地域の巡視等による警戒を必要とするとき（台風の接近、又は予報値が時間雨量20mm若しくは連続雨量100mmを超えるとき等をめやすとする） 3 武庫川の水位が「水防団待機水位（通報水位）」に達し、今後「氾濫注意水位（警戒水位）」まで上昇が見込まれるとき 4 県において水防指令が発令されたとき（状況に応じ防災指令1～3号を発令（第1号～第3号配備体制）する※）
	第2警戒体制	1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受けたとき 2 市域に震度4の地震が発生したとき （以上自動発令） 3 大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、市域に災害の発生のおそれがあるとき 4 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めるとき		第2警戒体制	<u>1 市域に震度4の地震が発生したとき</u> （以上自動発令） <u>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合で、応急対策を講ずる必要があると認めるとき</u> 3 大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、市域に災害の発生のおそれがあるとき 4 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めるとき
第1号配備指令	1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）を受けたとき。 2 市域に震度5弱の地震が発生したとき。 3 市域に土砂災害警戒情報又は大雨等の特別警報が発表されたとき （以上自動発令） 4 市域に局地的災害が発生したとき、若しくは発生することが予測されるとき。 5 水防警報の「待機及び準備」が発せられたとき 6 武庫川の水位が「避難判断水位」に達したとき 7 武庫川の水位が「氾濫注意水位（警戒水位）」を越えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇の恐れがあるとき ①上流の水位局の水位が急激に上昇しているとき ②武庫川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき 8 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う大型の台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測されるとき 9 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めるとき	第1号配備指令	<u>1 市域に震度4の地震が発生し、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</u> 2 市域に震度5弱の地震が発生したとき 3 市域に土砂災害警戒情報又は大雨等の特別警報が発表されたとき （以上自動発令） 4 市域に局地的災害が発生したとき、若しくは発生することが予測されるとき。 5 水防警報の「待機及び準備」が発せられたとき 6 武庫川の水位が「避難判断水位」に達したとき 7 武庫川の水位が「氾濫注意水位（警戒水位）」を越えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇の恐れがあるとき ①上流の水位局の水位が急激に上昇しているとき ②武庫川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき 8 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う大型の台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測されるとき 9 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めるとき		

現 計 画 (変更前)	新 計 画 案 (変更後)																								
<p>第3部 災害応急対策計画 第1章 非常時活動体制に関する基本指針 第2節 地震災害時の非常時活動体制 第1 緊急初動 5 職員の動員・配備指令 (1) 防災指令 1) 防災指令の発令 ア 市長は、災害の規模、想定される対策の種類等により、必要な防災体制を取るため、各部の長に対し、以下の表に示す5種の区分により防災指令を発令する。 なお、市長は、特定の部に対し区分の異なる防災指令を発令することができるものとする。 イ 危機管理監は、特に市域に震度5弱以上の地震が発生したときは、本部指揮所及び各現地連絡所班を編成し初期応急活動を行わせるとともに、必要な防災指令の発令について市長に対し進言する。</p>	<p>第3部 災害応急対策計画 第1章 非常時活動体制に関する基本指針 第2節 地震災害時の非常時活動体制 第1 緊急初動 5 職員の動員・配備指令 (1) 防災指令 1) 防災指令の発令 ア 市長は、災害の規模、想定される対策の種類等により、必要な防災体制を取るため、各部の長に対し、以下の表に示す5種の区分により防災指令を発令する。 なお、市長は、特定の部に対し区分の異なる防災指令を発令することができるものとする。 イ 危機管理監は、特に市域に震度5弱以上の地震が発生したときは、本部指揮所及び各現地連絡所班を編成し初期応急活動を行わせるとともに、必要な防災指令の発令について市長に対し進言する。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 459 331 497">区 分</th> <th data-bbox="331 459 913 497">防災指令の発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 497 331 657" rowspan="2">待機指令</td> <td data-bbox="331 497 913 561">自宅待機 ◎災害対策の実施に備え気象状況等の変化に注意を必要とするとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 561 913 657">連絡員待機 ◎気象情報等から、今後状況の推移によっては災害警戒本部の設置が必要と認められたとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 657 331 753">第1警戒体制</td> <td data-bbox="331 657 913 753">◎気象警報発表等により、水害危険予想箇所及びその他の地域の巡視等による警戒を必要とするとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 753 331 954" rowspan="2">警戒指令</td> <td data-bbox="331 753 913 865">◎<u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)を受けたとき。</u> ◎市域に震度4の地震が発生したとき。 (以上2項自動発令)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 865 913 954">◎大雨、洪水、暴風雨等の気象情報が発表され、市域に災害の発生のおそれがあるとき。 ◎災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたととき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 954 331 1268">第1号配備指令</td> <td data-bbox="331 954 913 1268">◎<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・注意)を受けたとき。</u> ◎市域に震度5弱の地震が発生したとき。 ◎市域に土砂災害警戒情報又は大雨等の特別警報が発表されたとき。 (以上3項自動発令) ◎市域に局地的災害が発生したとき、若しくは発生することが予測されるとき。 ◎県において水防指令が発令されたとき(状況に応じ防災指令2～3号とする※) ◎災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたととき</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	防災指令の発令基準	待機指令	自宅待機 ◎災害対策の実施に備え気象状況等の変化に注意を必要とするとき。	連絡員待機 ◎気象情報等から、今後状況の推移によっては災害警戒本部の設置が必要と認められたとき。	第1警戒体制	◎気象警報発表等により、水害危険予想箇所及びその他の地域の巡視等による警戒を必要とするとき。	警戒指令	◎ <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)を受けたとき。</u> ◎市域に震度4の地震が発生したとき。 (以上2項自動発令)	◎大雨、洪水、暴風雨等の気象情報が発表され、市域に災害の発生のおそれがあるとき。 ◎災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたととき。	第1号配備指令	◎ <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・注意)を受けたとき。</u> ◎市域に震度5弱の地震が発生したとき。 ◎市域に土砂災害警戒情報又は大雨等の特別警報が発表されたとき。 (以上3項自動発令) ◎市域に局地的災害が発生したとき、若しくは発生することが予測されるとき。 ◎県において水防指令が発令されたとき(状況に応じ防災指令2～3号とする※) ◎災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたととき	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 459 1339 497">区 分</th> <th data-bbox="1339 459 1921 497">防災指令の発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 497 1339 657" rowspan="2">待機指令</td> <td data-bbox="1339 497 1921 561">自宅待機 ◎災害対策の実施に備え気象状況等の変化に注意を必要とするとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1339 561 1921 657">連絡員待機 ◎気象情報等から、今後状況の推移によっては災害警戒本部の設置が必要と認められたとき。 ◎<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震調査中・注意)を受けた時。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 657 1339 753">第1警戒体制</td> <td data-bbox="1339 657 1921 753">◎気象警報発表等により、水害危険予想箇所及びその他の地域の巡視等による警戒を必要とするとき。 ◎<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を受けた時。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 753 1339 954" rowspan="2">警戒指令</td> <td data-bbox="1339 753 1921 865">◎市域に震度4の地震が発生したとき。 (以上1項自動発令) ◎<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合で、応急対策を講ずる必要があると認めたととき。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1339 865 1921 954">◎大雨、洪水、暴風雨等の気象情報が発表され、市域に災害の発生のおそれがあるとき。 ◎災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたととき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 954 1339 1268">第1号配備指令</td> <td data-bbox="1339 954 1921 1268">◎<u>市域に震度4の地震が発生し、かつ、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。</u> ◎市域に震度5弱の地震が発生したとき。 ◎市域に土砂災害警戒情報又は大雨等の特別警報が発表されたとき。 (以上3項自動発令) ◎市域に局地的災害が発生したとき、若しくは発生することが予測されるとき。 ◎県において水防指令が発令されたとき(状況に応じ防災指令2～3号とする※) ◎災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたととき</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	防災指令の発令基準	待機指令	自宅待機 ◎災害対策の実施に備え気象状況等の変化に注意を必要とするとき。	連絡員待機 ◎気象情報等から、今後状況の推移によっては災害警戒本部の設置が必要と認められたとき。 ◎ <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震調査中・注意)を受けた時。</u>	第1警戒体制	◎気象警報発表等により、水害危険予想箇所及びその他の地域の巡視等による警戒を必要とするとき。 ◎ <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を受けた時。</u>	警戒指令	◎市域に震度4の地震が発生したとき。 (以上1項自動発令) ◎ <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合で、応急対策を講ずる必要があると認めたととき。</u>	◎大雨、洪水、暴風雨等の気象情報が発表され、市域に災害の発生のおそれがあるとき。 ◎災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたととき。	第1号配備指令	◎ <u>市域に震度4の地震が発生し、かつ、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。</u> ◎市域に震度5弱の地震が発生したとき。 ◎市域に土砂災害警戒情報又は大雨等の特別警報が発表されたとき。 (以上3項自動発令) ◎市域に局地的災害が発生したとき、若しくは発生することが予測されるとき。 ◎県において水防指令が発令されたとき(状況に応じ防災指令2～3号とする※) ◎災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたととき
区 分	防災指令の発令基準																								
待機指令	自宅待機 ◎災害対策の実施に備え気象状況等の変化に注意を必要とするとき。																								
	連絡員待機 ◎気象情報等から、今後状況の推移によっては災害警戒本部の設置が必要と認められたとき。																								
第1警戒体制	◎気象警報発表等により、水害危険予想箇所及びその他の地域の巡視等による警戒を必要とするとき。																								
警戒指令	◎ <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)を受けたとき。</u> ◎市域に震度4の地震が発生したとき。 (以上2項自動発令)																								
	◎大雨、洪水、暴風雨等の気象情報が発表され、市域に災害の発生のおそれがあるとき。 ◎災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたととき。																								
第1号配備指令	◎ <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・注意)を受けたとき。</u> ◎市域に震度5弱の地震が発生したとき。 ◎市域に土砂災害警戒情報又は大雨等の特別警報が発表されたとき。 (以上3項自動発令) ◎市域に局地的災害が発生したとき、若しくは発生することが予測されるとき。 ◎県において水防指令が発令されたとき(状況に応じ防災指令2～3号とする※) ◎災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたととき																								
区 分	防災指令の発令基準																								
待機指令	自宅待機 ◎災害対策の実施に備え気象状況等の変化に注意を必要とするとき。																								
	連絡員待機 ◎気象情報等から、今後状況の推移によっては災害警戒本部の設置が必要と認められたとき。 ◎ <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震調査中・注意)を受けた時。</u>																								
第1警戒体制	◎気象警報発表等により、水害危険予想箇所及びその他の地域の巡視等による警戒を必要とするとき。 ◎ <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を受けた時。</u>																								
警戒指令	◎市域に震度4の地震が発生したとき。 (以上1項自動発令) ◎ <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合で、応急対策を講ずる必要があると認めたととき。</u>																								
	◎大雨、洪水、暴風雨等の気象情報が発表され、市域に災害の発生のおそれがあるとき。 ◎災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたととき。																								
第1号配備指令	◎ <u>市域に震度4の地震が発生し、かつ、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。</u> ◎市域に震度5弱の地震が発生したとき。 ◎市域に土砂災害警戒情報又は大雨等の特別警報が発表されたとき。 (以上3項自動発令) ◎市域に局地的災害が発生したとき、若しくは発生することが予測されるとき。 ◎県において水防指令が発令されたとき(状況に応じ防災指令2～3号とする※) ◎災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたととき																								

現 計 画 (変更前)

第2 災害対策本部等の設置

1～7略

8 被災者総合支援センター開設の目的

(3) 被災者総合支援センターの設置概要

被災者総合支援センターは、以下をめやすとして設置する。

事項	留意事項その他
設置場所	高齢者や障害(がい)者の便宜を考慮し本庁舎1階内とする
開設・調整業務	災対企画経営部職員が担当する。
相談業務	各部職員を派遣し要員とする。主な分掌事務は次のとおり。
災対企画経営部	要搜索者名簿の閲覧、罹災証明書の発行、税の減免、解体申請に伴う土地・家屋課税台帳に基づく確認
災対市民交流部	国民年金、国民健康保険、保険・法律相談、その他分掌の明らかでない事項に関する相談
災対総務部	女性の災害相談、同和対策、救助物資全般
災対都市安全部	道路・河川、急傾斜地等対策、北部地域の水路、交通安全対策
災対都市整備部	建物危険度判定、宅地危険度判定、建築指導事務、仮設住宅等住宅救援対策
災対福祉部	福祉全般、医療・健康、義援金の支給・配分計画
災対環境部	遺体の埋葬許可、環境衛生、環境保全、災害による廃棄物の収集・処理
災対産業文化部	災害復興に係る都市計画、外国人の救援救護、職業のあっせん、農林業・商工業相談全般
災対教育部	教育相談、文化財
災対上下水道部	水道、下水道、南部市街地の水路
災対消防部	火災り災証明及び救急搬送証明の相談
カウンセリング	災対企画経営部職員若しくは専門ボランティアの協力を得て行う
※ 可能な限り、県・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請	

新 計 画 案 (変更後)

第2 災害対策本部等の設置

1～7略

8 被災者総合支援センター開設

(3) 被災者総合支援センターの設置概要

被災者総合支援センターは、以下をめやすとして設置する。

事項	留意事項その他
設置場所	高齢者や障害(がい)者の便宜を考慮し本庁舎1階内とする
開設・調整業務	災対企画経営部職員が担当する。
相談業務	各部職員を派遣し要員とする。主な分掌事務は次のとおり。
災対企画経営部	要搜索者名簿の閲覧、罹災証明書の発行、税の減免、解体申請に伴う土地・家屋課税台帳に基づく確認
災対市民交流部	国民年金、国民健康保険、保険・法律相談、その他分掌の明らかでない事項に関する相談
災対総務部	災害時の人権相談、救助物資全般
災対都市安全部	道路・河川、急傾斜地等対策、北部地域の水路、交通安全対策
災対都市整備部	建物危険度判定、宅地危険度判定、建築指導事務、仮設住宅等住宅救援対策
災対福祉部	福祉全般、医療・健康、義援金の支給・配分計画
災対環境部	遺体の埋葬許可、環境衛生、環境保全、災害による廃棄物の収集・処理
災対産業文化部	災害復興に係る都市計画、外国人の救援救護、職業のあっせん、農林業・商工業相談全般
災対教育部	教育相談、文化財
災対上下水道部	水道、下水道、南部市街地の水路
災対消防部	火災り災証明及び救急搬送証明の相談
カウンセリング	災対企画経営部職員若しくは専門ボランティアの協力を得て行う
※ 可能な限り、県・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請	

現 計 画 (変更前)

第6節 相互協力・応援受入

- 1 略
2 対策実施上の基本指針

- (1) 相互の任務と役割分担を明確化し相乗効果の最大化を図る。
- (2) 主要幹線道路の各方面に応援受入のための拠点を確保するとともに、あらかじめ応援受入地域割当計画を確立すること等により競合重複の極力排除と待機時間最小化に努める。
- (3) 他自治体からの応援派遣職員、ボランティアの活用にあたっては、適材適所と人材の有効活用の観点から、持ち職種・技術等を生かせる配置を第一に行う。また、可能な限り後方支援業務に配置するものとし、被害の甚大な市職員の交代要員となるなど、やむを得ず市民対応窓口配置する場合は、「応援職員」である旨を名札等により明示すること、責任担当部職員のアシスタント業務につけること、業務の遂行上必要な背景・経過等に関する事前説明を十分行うことなど相当の配慮を行う。
- (4) 被災者救援、都市機能の早期復旧及び二次災害防止並びに災害復興と被災地の回復を適切に行うため、市議会、隣接市町、県・国等関係機関・団体及びボランティアとの連携・協力ルートの迅速かつ網羅的確保に努める。
- (5) できる限り先行的かつ網羅的に隣接市町、防災関係機関、県・国・自衛隊に対し連絡担当窓口の通知等相互情報交換ルートを確保する。また必要な場合は、連絡要員派遣を要請する。
- (6) 所管する防災関係機関及び協力団体・事業所との先行的かつ網羅的な連携・協力体制を確保する。
- (7) 県、国の現地災害対策本部が設置された場合は、副本部長又は本部員を含む複数の連絡要員を派遣する。
- (8) 市町境界部において大規模事故等発生の場合は、直ちに關係する市町に対し連絡し、人的被害、物的被害軽減のため相互に協力する。
- (9) NBCテロ等による健康被害、健康危機事案が発生した場合、大規模工場火災等による有毒ガス発生のおそれがある場合、その他市域内にとどまらない人的被害、社会的被害が想定される場合は隣接する全ての市町に対して連絡し、注意を喚起する。
- (10) 大規模事故等の災害発生により本部を設置したときは、速やかに市内各施設を有効かつ適切に活用し、広域的応援受入のための拠点を確保する。施設利用に関する連絡・調整は各部門間連携・調整のめやすに基づき行う。
- (12) 市各部各施設の責任者は、発災直後の緊急初動期において消防長又は現地指揮所の長の要請があった場合は、これに全面的に協力する。
- (13) 拠点の確保、維持・管理業務は各分掌所管部が施設所管部の協力を得て行う。

第3部 災害応急対策計画

第2章 災害危険防止及び人的危険回避に関する対策

第1節～第2節 略

第3節 災害時における救助・救急対策

1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対消防部	災害時における救助・救急対策の実施及び全市の救助・救急動の統括
	災対消防団部	災害時における救助・救急対策の実施
副担当部	災対都市安全部	消防部門以外の各部門・各部の救助・救急活動協力の取りまとめ 倒壊建物等生き埋め被災者の救出、重機等機材の確保
	災対福祉部	負傷者の受入先（拠点救護所）の確保

新 計 画 案 (変更後)

第6節 相互協力・応援受入

- 1 略
2 対策実施上の基本指針

- (1) 相互の任務と役割分担を明確化し相乗効果の最大化を図る。
- (2) 主要幹線道路の各方面に応援受入のための拠点を確保するとともに、あらかじめ応援受入地域割当計画を確立すること等により競合重複の極力排除と待機時間最小化に努める。
- (3) 他自治体からの応援派遣職員、ボランティアの活用にあたっては、適材適所と人材の有効活用の観点から、持ち職種・技術等を生かせる配置を第一に行う。また、可能な限り後方支援業務に配置するものとし、被害の甚大な市職員の交代要員となるなど、やむを得ず市民対応窓口配置する場合は、「応援職員」である旨を名札等により明示すること、責任担当部職員のアシスタント業務につけること、業務の遂行上必要な背景・経過等に関する事前説明を十分行うことなど相当の配慮を行う。
- (4) 被災者救援、都市機能の早期復旧及び二次災害防止並びに災害復興と被災地の回復を適切に行うため、市議会、隣接市町、県・国等関係機関・団体及びボランティアとの連携・協力ルートの迅速かつ網羅的確保に努める。
- (5) できる限り先行的かつ網羅的に隣接市町、防災関係機関、県・国・自衛隊に対し連絡担当窓口の通知等相互情報交換ルートを確保する。また必要な場合は、連絡要員派遣を要請する。
- (6) 所管する防災関係機関及び協力団体・事業所との先行的かつ網羅的な連携・協力体制を確保する。
- (7) 県、国の現地災害対策本部が設置された場合は、副本部長又は本部員を含む複数の連絡要員を派遣する。
- (8) 市町境界部において大規模事故等発生の場合は、直ちに關係する市町に対し連絡し、人的被害、物的被害軽減のため相互に協力する。
- (9) NBCテロ等による健康被害、健康危機事案が発生した場合、大規模工場火災等による有毒ガス発生のおそれがある場合、その他市域内にとどまらない人的被害、社会的被害が想定される場合は隣接する全ての市町に対して連絡し、注意を喚起する。
- (10) 大規模事故等の災害発生により本部を設置したときは、速やかに市内各施設を有効かつ適切に活用し、広域的応援受入のための拠点を確保する。施設利用に関する連絡・調整は各部門間連携・調整のめやすに基づき行う。
- (12) 市各部各施設の責任者は、発災直後の緊急初動期において消防長又は現地指揮所の長の要請があった場合は、これに全面的に協力する。
- (13) 拠点の確保、維持・管理業務は各分掌所管部が施設所管部の協力を得て行う。
- (14) 要請を待たない国からの支援に対し、支援計画に基づき対応する。

第3部 災害応急対策計画

第2章 災害危険防止及び人的危険回避に関する対策

第1節～第2節 略

第3節 災害時における救助・救急対策

1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対消防部	災害時における救助・救急対策の実施及び全市の救助・救急動の統括
	災対消防団部	災害時における救助・救急対策の実施
副担当部	災対都市安全部	消防部門以外の各部門・各部の救助・救急活動協力の取りまとめ 倒壊建物等生き埋め被災者の救出、重機等機材の確保
	災対福祉部	負傷者の受入先（拠点救護所）の確保

現 計 画 (変更前)		
	災対市立病院部	救急患者受入病院（中継拠点病院・後方支援病院）の確保
	災対都市整備部	倒壊建物等生き埋め被災者の救出

新 計 画 案 (変更後)		
	災対市立病院部	救急患者受入病院（中継拠点病院・後方支援病院）の確保
	災対都市整備部	倒壊建物等生き埋め被災者の救出
	災対市民交流部	<u>安否不明者等の情報の取りまとめ</u>

(新設)

5 安否不明者等の氏名等の公表

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否が分からない者（以下「安否不明者」という。）等の氏名等を原則公表する。あわせて、県が発災時に備え、平時から安否不明者等の氏名等の公表について、あらかじめ定めた方針に従い、市は安否不明者等の名簿を作成し、県に名簿の提供が出来る体制の整備に努める。

第3部 災害応急対策計画

第4章 被災者救援及び生活再建支援に関する対策

第6節 災害時における住宅対策

1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市整備部	建築物の震後対策、市営住宅対策等災害時の住宅対策全般、被災住宅の補修・障害物除去（ <u>解体含む</u> ）、仮設住宅用地確保、仮設住宅の供給
	災対企画経営部	被害状況調査、補修・解体対象家屋の土地・家屋課税台帳に基づく確認に関する協力
副担当部	<u>災対環境部</u>	<u>がれきの収集・処理に伴う協力</u>
	災対福祉部	介護付住宅等要配慮者向住宅供給に関する協力
	災対教育部	仮設住宅等入居希望調査に関する協力

第3部 災害応急対策計画

第4章 被災者救援及び生活再建支援に関する対策

第6節 災害時における住宅対策

1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市整備部	建築物の震後対策、市営住宅対策等災害時の住宅対策全般、被災住宅の補修・障害物除去、仮設住宅用地確保、仮設住宅の供給
	<u>災対環境部</u>	<u>がれきの収集・処理・被災家屋等の解体、撤去に関する措置</u>
副担当部	災対企画経営部	被害状況調査、補修・解体対象家屋の土地・家屋課税台帳に基づく確認に関する協力
	災対福祉部	介護付住宅等要配慮者向住宅供給に関する協力
	災対教育部	仮設住宅等入居希望調査に関する協力

第4章 被災者救援及び生活再建支援に関する対策

第3節 避難対策

1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市安全部	避難情報の発令、その他避難措置に関する総括、所管施設における避難所等の開設・運営 河川施設・急傾斜地・治山施設における避難情報の発令、誘導、避難路の安全確保 本部緊急避難担当責任者の指名等 県への緊急避難支援体制の確保要請等
	災対企画経営部	避難情報に関する広報、所管施設における避難所等の開設・運営 避難所等の開設・運営に関する市民向け広報の実施 庁内LANによる避難所等の開設・運営サイトの開設・管理
	災対福祉部	避難の誘導、所管施設における避難所等の開設・運営 避難に関する各種情報の要配慮者への周知確認 避難所等の入所者の健康管理、巡回相談等の実施

第4章 被災者救援及び生活再建支援に関する対策

第3節 避難対策

1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市安全部	避難情報の発令、その他避難措置に関する総括、所管施設における避難所等の開設・運営 河川施設・急傾斜地・治山施設における避難情報の発令、誘導、避難路の安全確保 本部緊急避難担当責任者の指名等 県への緊急避難支援体制（ <u>広域避難及び広域一時滞在含む</u> ）の確保要請等
	災対企画経営部	避難情報に関する広報、所管施設における避難所等の開設・運営 避難所等の開設・運営に関する市民向け広報の実施 庁内LANによる避難所等の開設・運営サイトの開設・管理
	災対福祉部	避難の誘導、所管施設における避難所等の開設・運営 避難に関する各種情報の要配慮者への周知確認 避難所等の入所者の健康管理、巡回相談等の実施

現 計 画 (変更前)		
	災対教育部	避難所等の開設・運営 避難所等の開設・運営のための機材の調達 避難所等の開設・運営対策担当責任者の指名等 現地指揮所との連絡 本部各部への必要な対策実施体制の確保要請
	災対消防部	危険区域・安全区域の想定、避難路・避難地の安全確保並びに避難誘導に関する協力
	災対消防団部	避難路・避難地の安全確保並びに避難誘導に関する協力
副担当部	災対都市整備部	宅造地等における避難情報の発令、誘導の協力

2 対策実施上の基本指針

(1)～(4) 略

(新設)

(5) 各避難所等の役割と相互連携及び避難者の避難行動

第4節 生活救援等対策

1～4 略

(新設)

(新設)

新 計 画 案 (変更後)		
	災対教育部	避難所等の開設・運営 避難所等の開設・運営のための機材の調達 避難所等の開設・運営対策担当責任者の指名等 現地指揮所との連絡 本部各部への必要な対策実施体制の確保要請
	災対消防部	危険区域・安全区域の想定、避難路・避難地の安全確保並びに避難誘導に関する協力
	災対消防団部	避難路・避難地の安全確保並びに避難誘導に関する協力
副担当部	災対都市整備部	宅造地等における避難情報の発令、誘導の協力

2 対策実施上の基本指針

(1)～(4) 略

(5) 広域避難・広域一時滞在

- 1) 本市被災住民が県内他市町において広域避難・広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、助言、協力を求め、県内他市町と協議する。
- 2) 上記と同様に県外都道府県において広域避難・広域一時滞在の必要があると認めるときは、県と協議の上、県に対して他の都道府県との被災住民の受け入れ調整を求めることができる。
- 3) 本市と受入先市町との間で被災住民に関する情報の共有を確実にできるよう調整する。
- 4) 他市町被災住民の受入先として本市に協議の申し出があった場合は、受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所を提供するものとする。この場合、被災市町とも連携し、被災住民に対して必要な支援情報を提供するものとする。

(6) 各避難所等の役割と相互連携及び避難者の避難行動

第4節 生活救援等対策

1～4 略

5 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の救援の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者支援台帳の作成にはデジタル技術を活用する。

県が災害救助法に基づく被災者の救助を行ったときは、必要に応じ、市は被災者台帳を作成するために、県へ被災者に関する情報の提供を要請する。

6 災害ケースマネジメントの推進

市は被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことが出来るよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係機関が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うために、被災者が容易に支援制度を知ることが出来る環境の整備に努める。

現 計 画 (変更前)			新 計 画 案 (変更後)		
第6節 災害時における住宅対策 3 対策実施上の時期区分 対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度国・県並びに協定締結建設業等団体、その他協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。			第6節 災害時における住宅対策 3 対策実施上の時期区分 対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度国・県並びに協定締結建設業等団体、その他協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。		
区分	期間のめやす	措置のめやす	区分	期間のめやす	措置のめやす
調査・計画・建設期 (避難所等開設期間)	災害発生後 28日目まで	(1) 建築物の被害状況の把握 (2) 被災建築物応急危険度判定の実施 (3) 被災住宅の補強又は補修支援 (4) 公費負担による全壊家屋の解体(実施する場合) (5) 応急仮設住宅の 建設 (6) 公営空家住宅の確保 (7) 民間賃貸住宅の供給促進(建設促進を含む) (8) 被災者向相談業務 (9) 災害時住宅対策関係機関等連絡協議会の設置・運営	調査・計画・建設期 (避難所等開設期間)	災害発生後 28日目まで	(1) 建築物の被害状況の把握 (2) 被災建築物応急危険度判定の実施 (3) 被災住宅の補強又は補修支援 (4) 公費負担による全壊家屋の解体(実施する場合) (5) 応急仮設住宅の 供与 (6) 公営空家住宅の確保 (7) 民間賃貸住宅の供給促進(建設促進を含む) (8) 被災者向相談業務 (9) 災害時住宅対策関係機関等連絡協議会の設置・運営
供給・再建支援期 (避難所等閉鎖以降)	災害発生後 29日目以降	(1) 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 (2) 応急仮設住宅及び公営空家住宅の供給 (3) 民間賃貸住宅の供給促進(建設促進を含む) (4) 余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施 (5) 被災者向相談業務 (6) 災害時住宅対策関係機関等連絡協議会の運営	供給・再建支援期 (避難所等閉鎖以降)	災害発生後 29日目以降	(1) 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 (2) 応急仮設住宅及び公営空家住宅の供給 (3) 民間賃貸住宅の供給促進(建設促進を含む) (4) 余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施 (5) 被災者向相談業務 (6) 災害時住宅対策関係機関等連絡協議会の運営
第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 目次 第1節 基本方針 第2節 南海トラフ地震関連情報の種類と発表条件 第3節 体制整備と応援の確保 第4節 南海トラフ地震関連情報発表時の市の対応 第5節 地震防災上重要な対策 第6節 防災訓練計画、啓発・教育 (新設) (新設)			第5章 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 目次 第1節 総則 第2節 重点施策に関する事項 第3節 地震防災上の重要な対策 第4節 南海トラフ地震関連情報の種類と発表条件 第5節 南海トラフ地震関連情報発表時の市の対応 第6節 地域住民等の避難行動及び避難所の運営・安全確保等 第7節 体制整備と応援の確保 第8節 防災訓練計画、啓発・教育		
第1節 基本方針 1 責任担当部 (略) 2 南海トラフ地震防災対策推進計画に関する基本指針			第1節 総則 1 責任担当部 (略) 2 推進計画の目的 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的は、南海トラフ地震に係る地震 防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された本市において、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育・広報に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。		
(1) 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された本市において、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育・広報に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。			(1) 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定について、本市は南海トラフ地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成15年12月の中央防災会議において、「南海トラフ地震の防災対策推進地域」に指定されている。		

現 計 画 (変更前)	新 計 画 案 (変更後)
<p>(2) 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定について、本市は南海トラフ地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成15年12月の中央防災会議において、「南海トラフ地震の防災対策推進地域」に指定されている。</p> <p>(新設)</p> <p>第2節 南海トラフ地震関連情報の種類と発表条件 南海トラフ地震関連情報は、南海トラフの想定震源域内及びその周辺において、地震発生の可能性が高まった場合に気象庁より発表されるもので、その情報の種類と発表条件は以下のとおりである。</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表</p> <p>3 南海トラフ地震臨時情報（調査中） 以下のいずれかにより臨時で「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合に発表 (1) 想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合 (2) 1カ所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など</p>	<p>(2) 南海トラフ地震の特徴を踏まえ、レベル1の地震・津波（※1）に対しては、ハード対策を推進しつつソフト対策も有効に組み合わせた対策の推進、レベル2の地震・津波（※2）に対しては、「命を守る」ことを目標として、ソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針とし、地域特性（地域の被害想定等）に応じた計画を作成することとされている。</p> <p>（※1）発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波 （※2）発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波</p> <p>① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること ② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること ③ 時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性があること ④ 高齢化や人口減少等の社会的要因に伴い災害対応に係る人的・物的資源に限りがあること ⑤ 大都市や離島・半島、孤立可能性地域等の地理的特性による課題があること ⑥ これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること ⑦ 南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、これまで経験したことのない甚大な被害が想定されること等</p> <p>なお、被災状況を想定したシミュレーション等を実施した上で、定性的な分析に止まらず、施策ごと、地域ごとに需要と供給の定量的な分析などを行うことで推進計画の実効性を高めることに努めることとされている。 ※本市は、津波避難対策強化特別地域ではないため、津波関連項目については割愛する。</p> <p>3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 地域防災計画第1部第1章第5節のとおり</p> <p>第2節 地震防災対策の推進に関する基本的方針</p> <p>1 重点施策に関する事項 本市の地域特性を踏まえた上で、直接死者数を減らす「命を守る」対策と、災害関連死者数を減らす「命をつなぐ」対策について、「宝塚市地域強靱化計画」において推進することとする。 南海トラフ地震の発生確率は今後30年以内に80%程度と推定されていることから、事前の対策に費やすことができる時間と内容には限りがあるため、全ての施策を一律に講じることとするのではなく、地域特性を踏まえたうえで、直接死者数を減らす「命を守る」対策と、災害関連死者数を減らす「命をつなぐ」対策を重点的に推進することとして、宝塚市地域強靱化計画で掲げる施策を基本としてモニタリングを行う。 なお、南海トラフ地震防災対策推進基本計画で国が示す以下のおおむね10年間で完遂すべき目標（指標）については、地域強靱化計画での類似項目を除き、社会状況の変化、技術革新、関係団体等との調整などを踏まえ、適宜の取組を進めていくこととする。</p> <p>2 地震防災上緊急に整備すべき事項 南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化・不燃化などに伴い、避難場所、避難経路、避難誘導などのソフト対策を徹底しながら、市民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」を基本に、地域で助け合う「共助」、行政による「公助」が一体となって補い合う取り組みを推進する。</p> <p>(削除)</p>

現 計 画 (変更前)	新 計 画 案 (変更後)
<p><u>ど、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測した場合</u> <u>(3) その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測した場合</u></p> <p><u>4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</u> 前項3による調査を実施し、<u>1、2</u> のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表</p> <p>第3節 体制整備と応援の確保</p> <p><u>1 資機材、人員等の配備手配</u></p> <p><u>(1) 資機材等の調達手配</u> <u>市内における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、被災現場から当該物資等の供給の要請があった場合等は、市が保有する物資等の供給、調達等の必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>管轄区域内の居住者、滞在者、その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため医療用資機材及び医薬品等必要な資機材等が不足する場合は、県に対して供給を要請するものとする。</u></p> <p><u>(2) 人員の配置</u> <u>市は県に対し、人員の配備状況を報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請するものとする。</u></p> <p><u>2 関係者との連絡協力の確保</u> <u>市が災害応急対策の実施に際し人員、物資、場所などが不足する場合、関係機関に対する応援要請を行う。</u> <u>必要な個別協定に基づく応援要請を行う場合は、各協定に基づき実施する。また市長は、必要があるときは、県知事に対し自衛隊の地震防災派遣要請を要求するものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>第3節 地震防災上の重要な対策</p> <p><u>1 緊急に整備すべき施設等</u> <u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成 15 年政令第 324 号）第 1 条に掲げる地震防災上緊急に整備すべき施設等を、地域防災計画に係る必要性及び緊急性に鑑みて、必要な整備に努める。</u></p> <p><u>(1) 避難所等に指定する公共施設の耐震化・不燃化</u> <u>(2) 防砂設備など土砂防護施設</u> <u>(3) 避難場所</u> <u>(避難場所の整備に当たって留意すべき事項)</u> <u>○地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。</u> <u>○別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。</u> <u>○災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 避難経路</u> <u>(5) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設</u> <u>消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（平成 25 年総務省告示第 489 号）</u></p> <p><u>(6) 緊急輸送を確保するために必要な道路</u> <u>(7) 通信施設</u> <u>(8) 公的医療機関、社会福祉施設など</u></p> <p><u>2 ライフライン施設</u> <u>上下水道、電力、ガス、電気通信などライフライン施設は市民の生活を維持する上で必要不可欠な施設であることから、早期の復旧を目指すこととする。地域防災計画本編第 3 部「災害応急対策計画」第 3 章「二次災害防止及び都市機能早期回復に関する対策」第 2 節「ライフライン施設の応急対策」を準用する。</u></p> <p><u>3 救出・救助</u> <u>救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などによる機関および近隣住民同士の共助による活動を連続的に行うことで大きな効果を発揮する。また、助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。こうした活動が円滑・機動的に行われるよう前項ライフラインの確保や交通規制、道路啓開などネットワークの確保を行う。</u></p> <p><u>4 防犯対策</u> <u>市、警察は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。</u> <u>(1) 正確な情報の収集及び伝達</u> <u>(2) 不法事案等の予防及び取締り</u> <u>(3) 地域防犯団体、警備業者等が行う民間防犯活動に対する指導</u></p> <p><u>5 物資の備蓄・調達</u> <u>被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は、地域防災計画及び備蓄</u></p>

現 計 画 (変更前)	新 計 画 案 (変更後)
<p>(新設)</p> <p>第4節 南海トラフ地震関連情報発表時の市の対応</p> <p>市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、市民等に対し、平時からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。また、施設・設備等の点検等平時からの地震への備えを再確認するものとする。</p> <p>1 配備体制、発表時の対応</p> <p>配備体制、発表時の対応については、地域防災計画関連図書災害対応マニュアル編第1部「非常時活動体制に関するマニュアル」、2項「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」に定めるところによる。</p> <p>2 市の主な業務</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報等の収集・伝達に関すること</p> <p>(2) 避難に関すること</p> <p>(3) 職員の配備に関すること</p> <p>(4) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>(5) その他、緊急に実施する必要がある災害応急対策に関すること</p> <p>3 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p> <p>4 庁舎及び災害応急対策上の避難施設、重要施設における措置</p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の、市庁舎及び災害応急対策上の避難施設や重要施設における措置は次のとおりとする。</p> <p>(1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</p> <p>(2) 無線通信機等通信手段の確保</p> <p>(3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</p> <p>5 避難施設、市の管理施設に対する措置</p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の、避難施設や市が管理する道路、河川（水路）、庁舎、社会教育施設、福祉施設、学校園等の管理上の措置は次のとおりとする。</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報の入場者等への伝達</p> <p>(2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置</p> <p>(3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</p>	<p>計画各マニュアルをもって整えるものとする。</p> <p>6 帰宅困難者への対応</p> <p>市町村は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。</p> <p>また、帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、周辺の避難施設などへ誘導するほか、関係機関とも調整し、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。</p> <p>第4節 南海トラフ地震関連情報の種類と発表条件</p> <p>南海トラフ地震関連情報は、南海トラフの想定震源域内及びその周辺において、地震発生の可能性が高まった場合に気象庁より発表されるもので、その情報の種類と発表条件は以下のとおりである。</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）</p> <p>以下のいずれかにより臨時で「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合に発表</p> <p>(1) 想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合</p> <p>(2) 1カ所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測した場合</p> <p>(3) その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測した場合</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表</p> <p>3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表</p> <p>4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</p> <p>前項1による調査を実施し、2、3のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表</p> <p>(削除)</p>

現 計 画 (変更前)	新 計 画 案 (変更後)
<p><u>(4) 出火防止措置</u> <u>(5) 水、食料等の備蓄</u> <u>(6) 消防用設備の点検、整備</u> <u>(7) 非常用発電装置の整備、すみれ防災スピーカー（防災行政無線）、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</u> <u>(8) 各施設における緊急点検、巡視</u> <u>(9) 橋梁、トンネル、法面等に関する緊急点検及び道路管理上の措置</u> <u>(10) 学校園における児童生徒に対する保護の方法の確認</u> <u>(11) 河川（水路）について、樋門の閉鎖手順の確認</u> <u>(12) 指定避難所、応急救護所となる施設における開設に必要な資機材の搬入、配備</u></p> <p><u>6 市民への広報</u> <u>市民等に対し、平時からの地震への備えの再確認や、できるだけ安全な防災行動をとる旨の呼びかけ及び社会的混乱防止のための広報を行う。</u> <u>(1) 平時からの地震への備えの再確認の例</u> <u>ア 避難場所、避難経路の確認</u> <u>イ 家族との安否確認手段の確認</u> <u>ウ 家具の固定の確認</u> <u>エ 非常持出品の確認</u> <u>(2) できるだけ安全な防災行動の例</u> <u>ア 高いところに物を置かない</u> <u>イ 屋内のできるだけ安全な場所で生活</u> <u>ウ すぐに避難できる準備（非常持出品等）</u> <u>エ 危険なところでできるだけ近づかない</u> <u>(3) 社会的混乱防止のための広報の例</u> <u>ア 不要、不急な自動車使用の自粛</u> <u>イ 市や消防署等への問い合わせや照会電話の自粛</u> <u>ウ 不要な買いだめの自粛</u> <u>エ デマ、流言等に惑わされない正しい情報の入手</u></p> <p><u>第5節 地震防災上重要な対策</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>1 緊急に整備すべき施設等の整備</u> <u>地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとする。具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。なお、地震防災整備事業の推進を図るため、公共施設の耐震診断の結果の公表等に努める。</u></p> <p><u>2 ライフライン施設</u> <u>水道、電力、ガス、電気通信などライフライン施設は市民の生活を維持する上で必要不可欠な施設であることから、早期の復旧を目指すこととする。地域防災計画本編第3部「災害応急対策計画」第3章「二次災害防止及び都市機能早期回復に関する対策」第2節「ライフライン施設の応急対策」を準用する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>第5節 南海トラフ地震関連情報発表時の市の対応</u> <u>市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、市民等に対し、平時からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。また、施設・設備等の点検等平時からの地震への備えを再確認するものとする。</u></p> <p><u>1 配備体制、発表時の対応</u> <u>配備体制、発表時の対応については、地域防災計画関連図書災害対応マニュアル編第1部「非常時活動体制に関するマニュアル」、2項「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」に定めるところによる。</u></p> <p><u>2 市の主な業務</u> <u>(1) 南海トラフ地震臨時情報等の収集・伝達に関すること</u> <u>(2) 避難に関すること</u> <u>(3) 職員の配備に関すること</u> <u>(4) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること</u> <u>(5) その他、緊急に実施する必要がある災害応急対策に関すること</u></p>

現 計 画 (変更前)	新 計 画 案 (変更後)
<p><u>3 救出・救助</u> 救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などによる機関および近隣住民同士の共助による活動を連続的に行うことで大きな効果を発揮する。また、助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。こうした活動が円滑・機動的に行われるよう前項ライフラインの確保や交通規制、道路啓開などネットワークの確保を行う。</p> <p><u>4 警備対策</u> 警察は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。</p> <p>(1) 正確な情報の収集及び伝達 (2) 不法事案等の予防及び取締り (3) 地域防犯団体、警備業者等が行う民間防犯活動に対する指導</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>3 災害応急対策をとるべき期間等</u> 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p> <p><u>4 庁舎及び災害応急対策上の避難施設、重要施設における措置</u> 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の、市庁舎及び災害応急対策上の避難施設や重要施設における措置は市業務継続計画に則り、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保 (2) 無線通信機等通信手段の確保 (3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</p> <p><u>5 避難施設、市の管理施設に対する措置</u> 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の、避難施設や市が管理する道路、河川（水路）、庁舎、社会教育施設、福祉施設、学校園等の管理上の措置は次のとおりとする。</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報の入場者等への伝達 (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置 (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置 (4) 出火防止措置 (5) 水、食料等の備蓄 (6) 消防用設備の点検、整備 (7) 非常用発電装置の整備、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備、すみれ防災スピーカー（防災行政無線）の維持管理 (8) 各施設における緊急点検、巡視 (9) 橋梁、トンネル、法面等に関する緊急点検及び道路管理上の措置 (10) 学校園における児童生徒に対する保護の方法の確認 (11) 河川（水路）について、樋門の閉鎖手順の確認 (12) 指定避難所、応急救護所となる施設における開設に必要な資機材の搬入、配備</p> <p><u>6 市民への広報</u> 市民等に対し、平時からの地震への備えの再確認や、できるだけ安全な防災行動をとる旨の呼びかけ及び社会的混乱防止のための広報を行う。</p> <p>(1) 平時からの地震への備えの再確認の例 ア 避難場所、避難経路の確認 イ 家族との安否確認手段の確認 ウ 家具の固定の確認 エ 非常持出品の確認 (2) できるだけ安全な防災行動の例 ア 高いところに物を置かない イ 屋内のできるだけ安全な場所で生活 ウ すぐに避難できる準備（非常持出品等） エ 危険なところでできるだけ近づかない (3) 社会的混乱防止のための広報の例 ア 不要、不急な自動車使用の自粛 イ 市や消防署等への問い合わせや照会電話の自粛 ウ 不要な買いだめの自粛 エ デマ、流言等に惑わされない正しい情報の入手</p>

現 計 画 (変更前)	新 計 画 案 (変更後)
<p>(新設)</p>	<p>第6節 地域住民等の避難行動及び避難所の運営・安全確保等</p> <p>1 地域住民等の避難行動等については、市民等は次の点に留意して取り組みを進める。</p> <p>(1) 住民等は、的確な避難を行うことができるよう、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、備蓄品なども万全を期するよう努め、地区防災計画など地域の防災体制についても関心を持ち、地域の防災訓練への参加などにも努める。</p> <p>(2) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等についても配慮する。</p> <p>(3) 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等にも配慮する。</p> <p>2 避難所の運営・安全確保</p> <p>避難所の計画的な開設及び運営にあたっては、地域防災計画災害対応マニュアル第4部「被災者救援及び生活再建支援に関するマニュアル」で定めるものの他に、避難所運営マニュアル等により、地域とも協働して準備を進めるものとする。</p> <p>(避難所開設にあたり次の項目に関して、留意して準備する)</p> <p>○応急危険度判定を優先的に行う体制</p> <p>○各避難所との連絡体制</p> <p>○各避難所における避難者リストの作成</p> <p>○食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保</p> <p>○障害者トイレの設置や福祉避難所の開設、要配慮者への対応</p> <p>○飼い主による家庭動物との同行避難等、様々なニーズへの対応</p> <p>○避難所における再生可能エネルギーや蓄電池等の活用を通じた自立・分散型システムの導入</p> <p>○避難行動要支援者の救護</p> <p>○避難生活環境の向上による災害関連死防止に必要な対策</p> <p>○避難所運営における女性の参画推進及び性暴力・DVの発生防止運営</p> <p>○熱中症対策・低体温対策</p> <p>○通信手段及び情報入手手段の確保</p> <p>第7節 体制整備と応援の確保</p> <p>1 資機材、人員等の配備手配</p> <p>(1) 資機材等の調達手配</p> <p>市域内における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、被災現場から当該物資等の供給の要請があった場合等は、市が保有する物資等の供給、調達等の必要な措置を講ずるものとする。管轄区域内の居住者、滞在者、その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため医療用資機材及び医薬品等必要な資機材等が不足する場合は、県に対して供給を要請するものとする。</p> <p>(2) 人員の配置</p> <p>市は県に対し、人員の配備状況を報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請するものとする。</p> <p>2 関係機関との連絡協力の確保</p> <p>市が災害応急対策の実施に際し人員、物資、場所などが不足する場合、多様な主体との連携を考慮しながら関係機関に対する応援要請を行う。必要な個別協定に基づく応援要請を行う場合は、各協定に基づき実施する。また市長は、必要があるときは、県知事に対し自衛隊の地震防災派遣要請を要求するものとする。</p> <p>3 受援体制の整備</p> <p>国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、市受援計画に則り、受援体制を構築するものとする。</p> <p>第8節 防災訓練計画、啓発・教育</p> <p>1 防災訓練の実施</p> <p>防災・減災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を実施する。</p>
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	

現 計 画 (変更前)	新 計 画 案 (変更後)
	<p>(1) <u>災害情報の伝達</u> (2) <u>参集・安否確認</u> (3) <u>非常時における通信確保</u> (4) <u>災害対策機器、システムの操作</u> (5) <u>設備の災害応急復旧</u> (6) <u>救出、救助</u></p> <p>2 <u>関係機関との連携</u> <u>国、県及び関係機関が主催して行う訓練に参加・協力する。</u></p> <p>3 <u>啓発・教育</u> <u>防災関係機関、自主防災組織、事業所等と連携協力して、地震防災上必要な啓発・教育を推進するものとする。</u></p> <p>(1) <u>市職員等に対する教育</u> <u>職員等に対し、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を各都、各課、各機関において行うものとする。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。</u></p> <p>ア <u>南海トラフ地震臨時情報等に関する知識及びこれに基づく措置の内容</u> イ <u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> ウ <u>地震・津波に関する一般的な知識</u> エ <u>南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識</u> オ <u>南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u> カ <u>南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u> キ <u>南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題</u> ク <u>家庭内での地震防災対策の内容</u> ケ <u>緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法</u></p> <p>(2) <u>市民、児童生徒に対する教育・広報</u> <u>地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう地域の訓練や出前講座などあらゆる機会を通じて周知を行う。</u> <u>また、児童生徒に対して次のことに配慮した教育・啓発を実施するものとする。</u></p> <p>ア <u>過去の地震災害の実態</u> イ <u>地震・津波に関する一般的な知識</u> ウ <u>地震・津波が発生した場合の対処方法</u> エ <u>地震発生時の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上取るべき行動に関する知識</u> オ <u>各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</u> カ <u>避難生活の知識</u> キ <u>南海トラフ地震臨時情報、緊急地震速報等を見聞きした場合の対処方法</u> ク <u>地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</u> ケ <u>住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施</u></p> <p>(3) <u>防災上重要な施設管理者に対する教育</u> <u>防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。防災上重要な施設の管理者は、市及び県が実施する研修の参加に努める。</u></p>

新旧対照表 災害対策マニュアル編※関係機関・団体等の名称、所在地、連絡先、各種統計データの更新、表記方法の変更等については省略

現 計 画 (変更前)				新 計 画 案 (変更後)							
第1部 非常時活動体制に関するマニュアル				第1部 非常時活動体制に関するマニュアル							
3 応援要請				3 応援要請							
※2 国への通報先となる関係機関一覧				※2 国への通報先となる関係機関一覧							
区分	名 称	電話等連絡先	備 考	区分	名 称	電話等連絡先	備 考				
消防庁関係	消防庁防災課	(代 表)	広域消防応援 連絡調整担当	消防庁防災課	(代 表)	03-5353-7525	広域消防応援 連絡調整担当				
	大阪市消防局	03-5353-7525			大阪市消防局			03-5353-7525			
	東京消防庁	06-6582-2854			東京消防庁			06-6582-2854			
	名古屋市消防局	03-3212-2111			名古屋市消防局			03-3212-2111			
	京都市消防局	052-972-3504			京都市消防局			052-972-3504			
	広島市消防局	075-231-5311			広島市消防局			075-231-5311			
	福岡市消防局	082-246-8211			福岡市消防局			082-246-8211			
	仙台市消防局	092-725-6511			仙台市消防局			092-725-6511			
	札幌市消防局	022-234-1111 011-215-2010			札幌市消防局			022-234-1111 011-215-2010			
自衛隊関係	防衛省防衛局運用課	03-3408-5211	伊丹市	防衛省防衛局運用課	03-3408-5211	伊丹市					
	陸上自衛隊第3師団	072-781-0021			陸上自衛隊第3師団		072-781-0021				
	第36普通科連隊	072-782-0001			第36普通科連隊		072-782-0001				
	中部方面特科連隊	0792-22-4001			中部方面特科連隊		0792-22-4001				
	海上自衛隊阪神基地隊	078-441-1001	神戸市 (警備課)		海上自衛隊阪神基地隊	078-441-1001	神戸市 (警備課)				
国土交通省関係	<u>水管理・国土保全局防災課災害対策室</u> <u>近畿地方整備局</u>	<u>03-5253-8460</u> <u>06-6942-1142</u> <u>(夜) 4090</u>	直通 企画課	国土交通省関係	(削除) <u>近畿地方整備局</u> <u>防災室・災害対策マネジメント室</u>	<u>06-6942-1575</u> <u>(直通)</u>	調査課				
	六甲砂防事務所	078-851-0535	調査課		六甲砂防事務所	078-851-0535					
厚生労働省関係	厚生労働省官房総務課	03-3591-9574	直通	厚生労働省関係	厚生労働省官房総務課	03-3591-9574	直通				
	同社会・援護局保護課	03-3591-5060	直通		同社会・援護局保護課	03-3591-5060					
	近畿厚生局管理課	06-6942-2241	直通		近畿厚生局管理課	06-6942-2241					
その他	文部科学省原子力安全局環境対策室	03-3581-3684	直通	その他	文部科学省原子力安全局環境対策室	03-3581-3684	直通				
	農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室	03-6744-0578	農林水産省直通 企画調整室		農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室	03-6744-0578	農林水産省直通 企画調整室				
	同近畿中国森林管理局	06-6881-3407	総務課		同近畿中国森林管理局	06-6881-3407	総務課				
	兵庫森林管理署	078-511-9123	直通		兵庫森林管理署	078-511-9123	直通				
	環境庁官房総務課	03-3580-1374	直通		環境庁官房総務課	03-3580-1374	直通				
	外務省官房総務課	03-3581-2807	直通		外務省官房総務課	03-3581-2807	直通				
	文化庁官房総務課	03-3581-1757	直通		文化庁官房総務課	03-3581-1757	直通				
第2部 災害危険防止及び人的危険回避に関するマニュアル				第2部 災害危険防止及び人的危険回避に関するマニュアル							
4 災害時における危険物・有害毒物等対策				4 災害時における危険物・有害毒物等対策							
業務実施時期：施設等の状況により防御活動を必要と判断したとき				業務実施時期：施設等の状況により防御活動を必要と判断したとき							
2	災対消防部、消防団部は、危険物施設等の防御活動を実施する	2-1	消防指揮班 消防指令班 消防総務班 消防広報班 消防署班 各消防分団班	消防団と連携して、必要に応じた防御活動※2~4体制を確保する	2	災対消防部、消防団部は、危険物施設等の防御活動を実施する	2-1	消防指揮班 消防指令班 消防総務班 消防広報班 消防署班 各消防分団班	必要に応じた防御活動※2~4体制を確保する		
		2-2	消防署班 各消防分団班				災害現場において、防御活動を実施する	2-2		消防署班 各消防分団班	災害現場において、防御活動を実施する
		2-3	消防署班 各消防分団班				必要に応じて、危険物施設等の責任者が実施する二次災害防止措置に	2-3		消防署班 各消防分団班	必要に応じて、危険物施設等の責任者が実施する二次災害防止措置に

現 計 画 (変更前)			
			協力する
	2-4 □	消防指揮班 消防指令班 消防総務班 消防広報班	危険物施設等の被害や実施された 防御活動や二次災害防止措置をと りまとめ、災対本部に報告する

※1 略

※2 油類等関係施設に関する防御活動方法

- ア 現場到着と同時に、危険物の数量、種類、所在、燃焼状況を迅速に判断し、関係者と連絡をとって状況判断の正確を期す。
- イ 危険物に対する消火は、燃焼状態と性状に適応する消火に留意し、消火薬剤等の緊急手配を考慮して計画的消火活動に努める。
- ウ 有毒ガスの発生に留意し、空気呼吸器、防毒マスク等を活用し、風向、風速、発散方向及びガスの濃度にも留意し、住民の避難誘導を考慮する。
- エ 注水により爆発、延焼拡大の恐れのある危険物には、粉末消火、炭酸ガス消火装置等を使用し、又は乾燥砂を用いる。
- オ 未燃焼の危険物があり、これの搬出移送が可能な場合は実施し、延焼阻止、冷却注水を重点的に実施する。
- カ 爆発による危険防止に留意し、活動中の安全管理については万全を期すよう配慮する。
- キ 爆発、飛散による飛火警戒に留意する。
- ク 防油堤、配管結合部からの危険物の流出、及びその恐れのある場合は、土のう等によって油流出防止対策を講じ、泡放射による予備注水で引火防止を図る。
- ケ 泡消火を実施する場合は、完全に制圧できる薬剤を確保して、計画的消火を図るものとし、泡の流出しない条件を形成し注水を避ける。
- コ 建物自体が燃焼し、又は、未燃焼物に延焼危険がある場合の防御活動は、一般火災に準ずる。

第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアル

3 避難対策

(1) 避難対策

※1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保における条件及び情報伝達内容・伝達方法

区分	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
条 件	気象状況等により過去の災害の発生例、地形等から判断すれば、災害発生の恐れがあり、事態の推移によっては、避難指示を行うことが予想される場合	当該地域又は土地建物等に災害が発生する恐れがある場合	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は現に災害が発生し、その現場に残留者がある場合

新 計 画 案 (変更後)			
			協力する
	2-4 □	消防指揮班 消防指令班 消防総務班 消防広報班	危険物施設等の被害や実施された 防御活動や二次災害防止措置をと りまとめ、災対本部に報告する

※1 略

※2 危険物施設に関する防御活動方法

- ア 現場到着と同時に、危険物の数量、種類、所在、燃焼状況を迅速に判断し、関係者と連絡をとって状況判断の正確を期す。
- イ 危険物に対する消火は、燃焼状態と性状に適応する消火に留意し、消火薬剤等の緊急手配を考慮して計画的消火活動に努める。
- ウ 有毒ガスの発生に留意し、空気呼吸器、防毒マスク等を活用し、風向、風速、発散方向及びガスの濃度にも留意し、住民の避難誘導を考慮する。
- エ 注水により爆発、延焼拡大の恐れのある危険物には、粉末消火、ガス消火設備等を使用し、又は乾燥砂を用いる。
- オ 未燃焼の危険物があり、これの搬出移送が可能な場合は実施し、延焼阻止、冷却注水を重点的に実施する。
- カ 爆発による危険防止に留意し、活動中の安全管理については万全を期すよう配慮する。
- キ 爆発、飛散による飛火警戒に留意する。
- ク 防油堤、配管結合部からの危険物の流出、及びその恐れのある場合は、土のう等によって油流出防止対策を講じ、泡放射による予備注水で引火防止を図る。
- ケ 泡消火を実施する場合は、完全に制圧できる薬剤を確保して、計画的消火を図るものとし、泡の流出しない条件を形成し注水を避ける。
- コ 建物自体が燃焼し、又は、未燃焼物に延焼危険がある場合の防御活動は、一般火災に準ずる。

第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアル

3 避難対策

(1) 避難対策

※1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保における条件及び情報伝達内容・伝達方法

区分	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
条 件	気象状況等により過去の災害の発生例、地形等から判断すれば、災害発生の恐れがあり、事態の推移によっては、避難指示を行うことが予想される場合	当該地域又は土地建物等に災害が発生する恐れがある場合	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は現に災害が発生し、その現場に残留者がある場合